

平成22年第4回太子町議会定例会（第427回町議会）会議録（第3日）

平成22年9月6日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第38号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第39号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第40号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第41号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第42号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第43号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第44号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第45号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第46号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 10 議案第47号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第48号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第49号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第50号 工事請負契約の締結について  
（揖保線道路改良工事（その2））
- 14 議案第51号 工事請負契約の締結について  
（揖保線道路改良工事（その3））
- 15 議案第52号 工事請負変更契約の締結について  
（斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事）
- 16 認定第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第2号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第3号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第4号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第5号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第6号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第7号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第8号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第9号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
（総括質疑）

本日の会議に付した事件

- 1 議案第38号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第39号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第40号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第41号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第42号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第43号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第44号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第45号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第46号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

- 10 議案第47号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第48号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第49号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第50号 工事請負契約の締結について  
(揖保線道路改良工事(その2))
- 14 議案第51号 工事請負契約の締結について  
(揖保線道路改良工事(その3))
- 15 議案第52号 工事請負変更契約の締結について  
(斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事)
- 16 認定第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第2号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第3号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第4号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第5号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第6号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第7号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第8号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第9号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
(総括質疑)

#### 会議に出席した議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 井 川 芳 昭 | 2 番  | 清 原 良 典 |
| 3 番  | 中 島 貞 次 | 4 番  | 服 部 千 秋 |
| 5 番  | 長谷川 原 司 | 6 番  | 井 村 淳 子 |
| 7 番  | 橋 本 恭 子 | 9 番  | 花 畑 奈知子 |
| 10 番 | 北 川 嘉 明 | 11 番 | 熊 谷 直 行 |
| 13 番 | 村 田 興 亜 | 14 番 | 桜 井 公 晴 |
| 15 番 | 中 井 政 喜 | 16 番 | 佐 野 芳 彦 |

#### 会議に欠席した議員

|      |         |
|------|---------|
| 12 番 | 上 田 富 夫 |
|------|---------|

#### 会議に出席した事務局職員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 上 田 眞 也 | 書 記 | 木 村 和 義 |
| 書 記 | 森 本 麻 友 |     |         |

#### 説明のため出席した者の職氏名

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長     | 首 藤 正 弘 | 副 町 長       | 八 幡 儀 則 |
| 教 育 長   | 寺 田 寛 文 | 総 務 部 長     | 村 瀬 学   |
| 生活福祉部長  | 丸 尾 満   | 経 済 建 設 部 長 | 山 本 武 志 |
| 教 育 次 長 | 西 村 隆 志 | 財 政 課 長     | 香 田 大 然 |
| 監 査 委 員 | 森 川 勝   |             |         |

(開議 午前9時59分)

だきありがとうございます。

○議長(佐野芳彦) 平成22年第4回太子町  
議会定例会第3日目におそろいでご出席いた

ただいまの出席議員は14名です。定足数に  
達していますので、ただいまから平成22年第

4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 議案第38号 平成22年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第1、議案第38号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 14ページの普通交付税の追加が2億4,000万円を超えておるんですけども、この説明では基準財政需要額が大きく増えたということをおっしゃっていましたがんですけども、また20ページ、臨時財政対策債、これも約9,000万円発行しておりますけれども、何が基準財政需要額の項目の中で伸びたのか、具体的に説明をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 普通交付税の詳細説明を申し上げます。まず基準財政収入額では個人町民税所得割の減が△の1億945万8,000円、法人税割の減△の1,924万4,000円、固定資産税の減△の1,993万4,000円、軽自動車税の減△の144万5,000円となっており、収入の基準財政収入額では大きな変動要因となっております。そういう結果、基準財政収入額の合計額は34億2,384万8,000円でございます。

次に、基準財政需要額では、個別的算定経費の増7,628万7,000円、包括的算定経費の増278万3,000円、公債費、これは普通交付税の事業費算入の額でございますが、47万9,000円、地域雇用創出推進費の増144万7,000円となっております。それで、基準財

政需要額の合計額は57億6,246万6,000円でございます。そこへ臨時財政対策債6億9,161万6,000円を振りかえた後の実額合計は57億785万円となっております。

さらに、交付税の確定に伴いまして調整率0.000819354が働いたために、普通交付税の確定額は16億4,284万7,000円となったわけでございます。したがって、当初見積もりしておりました予算額14億円から16億4,284万7,000円の差額、2億4,284万7,000円を補正するものでございます。

それから、臨財債につきまして申し上げます。

臨財債は、これ交付税の確定に伴って必然的に決まるものでございますが、その内容を申し上げますと、平成22年度の普通交付税算定において全国的に地方に向けて手厚い財源措置がなされました。臨財債の発行額も大幅な伸び、本町で言いますと、59%の増でございます。普通交付税の振替地方債である臨時財政対策債発行額を抑制する必要性も考慮しましたが、国の財政健全化へ向けての国際的立場や国の地方交付税特会の元金償還約33兆6,000億円の残高がございます、それが平成26年度以降に繰り延べされておりました、国税の過年度精算分も複数年が未精算でございます。22年度では、本年度元金償還金と平成20年度国税精算分の合計1兆4,408億円が今年度へ繰り延べされております。そういうことによりまして、今後は地方へ配分される普通交付税が減額見通しとなっておりますので、今般の臨財債は限度額を借り入れ、将来の事業費に備えることという意味で補正額8,984万4,000円を上げております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 この歳入で増えた分の中で歳出を見ますと、目につくのが公共施設の建設基金とか土地開発、この金額、1億円ずつ積んであるんですけども、今の普通交付

税とこの金額とは関連性が深いのでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 交付税そのものと基金積立金の額は相関関係はございません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今次の補正そのものは、先ほども、また提案理由の説明でもありましたように、町税では大幅な減額と、それから地方交付税においてはまた2億4,000万円余りの追加となり、繰入金では国保などから大幅な繰り入れをします。そして、繰越金も1億1,000万円余りを生み出す。そして、今の臨財債の8,900万円と。こういうことで歳入全体はありますけれども、結局これらの使途は基金費で、ただいまありましたけれども、財調あるいは公共施設、土地開発と、これらに4億円近くを積むというような形になるわけですけども、年度の間中点でなぜこれだけの財源を生み出し、また積み立てなければならないか、他の施策を当初に積み残したり、いろいろしてきた施策に充当すると、こういうことが大事ではないかと、このように思うんですけども、その点説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） このたび町民税につきまして1億3,399万6,000円減額するわけでありまして、また、町たばこ税につきましても1,987万6,000円の減額ということでありまして、町民税につきましては、22年度当初予算を見積もり段階で個人所得が相当落ち込むことを予想して21年度比5%減で計上しておりましたが、本年6月の財務省の発表は当初予想を大きく上回るものでありまして、太子町でも同様の減少傾向が予想されますので、さらに8%強、8.3%の減額を行うものであります。トータル21年度比13.3%の減額となります。

また、町たばこ税につきましては、これに

つきましても当初予算につきましても見積もり段階で増税により、10月1日の増税により相当落ち込むことを予想して、21年度当初比8.6%減で計上しておりますが、JT、また財務省の試算を参考にしまして全体として20%の減収を見込んで、さらに11.4%減額することにいたしました。これにつきましても、21年度比20%減額としたものであります。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 全体を通して申し上げますと、先ほど桜井議員は財源を生み出しという表現をなさいましたが、これはもうこの時期は、ご承知のとおり、7月、8月で普通交付税が確定するわけでございますから、国のルールにのっとった交付税が増となった。増となった原因は、先ほど私が申し上げましたとおりでございます。それにつきましては、今町税の説明がございましたが、町税が減れば当然普交も上がるというシステムになっておりますので、そういった結果的な増額ということになっております。

また、繰り入れにつきましても、国保の関係でございますが、国保も黒を打ちましたので、丸尾部長から提案説明があったように、20年度に出した分の幾らかは一般会計のほうに戻してもらおう。国保は国保なりに積み立てているわけですが、それはそれでいいことだなというふうに思っております。繰越金につきましても、これは昨年度の結果ということでございます。昨年度の結果でもって2分の1を財調に積み立てるということでございます。ですから、私どもが意図的にそういう財源を生み出したものではないということでございます。

それから、歳出のほうでももうごらんになったらおわかりのように、特に大きな目立った歳出、今至急にこれ以外のものでも上げようとするものは上げてないわけですから、いつも申し上げておりますように、補正予算につきましては緊急かつやむを得ない数字を上げさせていただいているところでございます。

で、そういった意味から総合的に勘案しますと、基金費に積むことになったということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いずれにしても、町税等と交付税の関係の関連の問題は当然なんですけども、この時点というのは、交付税等が確定をする、そういうものを見込んで全体的には行政施策課題に向けて後半に取り組むっていうのが大事だと私は思います。目立っておりますのは、あくまで繰越金、繰入金等からのものについては財調等に積み立てると、こういうような形になりますと、これらに積むためにというふうに見えて仕方がありません。この際、説明を求めておきたいと思うんですけども、財調、公共施設、庁舎の問題が見え隠れし始め、庁舎の用地の問題を含めて出てきておりますので、ここに準備金として公共施設なり財調、あるいは土地開発に積んでおこうと、こういうようなことが見え見えのように私は思うんですね。

一方、国保の問題は、国保も黒を打ったというようなことでありますが、国保における、もちろん積立金もございます。しかし、20年、21年、22年、そういう段階で一たんは基金を崩したり、あるいは一般会計の繰り入れを行うというような形で一応予算は計上はされますけれども、実際にこういう決算段階ではお金が余るような、こういうようなことが出てきてるんです。それらのことについては、少なくとも税を引き上げる根拠にしてきた、または税金は、国保税っていうのは特に太子町の場合は高いわけですから、それらを引き下げていくと、こういうような方向にこそ結びつけないといけなと、こういうふうには私は思うんです。実際上は国保にしても収納率、徴収率というのは10%以上が未収になる。こういうような状況を生んでるわけですから、高い国保税を引き下げる、こういうことにこそ使わないといけなのに、国保から

戻したものが積み立てられていくような仕組み、こういうことについてはいかがなものかと私は思うんですね、そういう点で至急にやらなければならない仕事はない、今の話ですとね。ないということと、財源を残すためにないという説明とは大きな違いが出てまいりますんで、それらを含めて再度説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 先ほど基金に積むためにとか、そういうふうな表現がありましたが、庁舎の問題もおっしゃいましたが、庁舎を念頭に置いてこの基金を積んだものではございません。これは一般的に考えて、私どもの家庭でも皆さんの家庭でも庶民の家庭はほとんど同じだと思うんですが、できるだけ歳出は絞っていく、そして貯金をできる月もあれば、年もあれば、できない月もある、またできない、年間を通してみればできない年もある。そういったことを繰り返し繰り返ししながら、ああ今年は貯金できたな、いやできひんかったなというのがもう私どもの家庭でも同じでございます。ですから、役場においてもしかりであって、基金に積めるときは積んでおくというのが、これはもう一般的に妥当な手法ではないかというふうに思っております。

それから、至急にやるものがほかにないのかというふうなご趣旨のことを発言されましたが、至急にやることはこの補正予算で、私ども対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 歳出のほうで二、三、確認しておきます。

28ページの、せんだつても説明を受けたかもしれないませんが、再度詳細説明をしていただきます。

28ページの11番の需用費の修繕料追加の施設修繕80万円の件と、それから32ページの一

番下の委託料、修景等環境保全委託料118万7,000円の件と、それから36ページの消防費の委託料1,899万1,000円の件、それと36ページの委託料の消防事務委託料追加の件と38ページの一番上の学校管理費の修繕料追加の小学校手摺設置の70万円の詳細説明をお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、28ページのお尋ねの保健福祉会館管理費の修繕料の80万円の詳細でございますが、これは突発事故がこの年度当初から続いておりまして、もう既に予算的に苦しい状況になっておりまして、今後の突発事故に備えるということでの80万円でございます。

それから、36ページの消防費、常備消防の委託料の追加でございますが、これも説明あったかと思うんですが、基準となります需要額が確定をしたということで、その、俗に言います、精算的な追加でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 32ページ委託料の追加でございますが、これにつきましては、平成11年度におきまして県と締結をいたしました里山林整備事業実施協定書に基づきまして修景等の環境保全のために枯れ木の伐採、あるいは不要木の除去を行うものでございまして、今回は檀特山の矢田部地区9.5ヘクタール、予算の範囲内118万7,000円で実施をしたいということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 教育費の学校管理費の修繕料70万円追加でございます。これは提案説明にありましたように、龍田小学校の中央階段でございます、その中で両手すり、3階までの手すりがございませぬ。それにつきましてはの今回修理をさせていただきたいという形でございます。

内容につきましては、校内移動等に伴います子供たちの安全、またリハビリという形の

有効なものであると判断する中で今回施設を修理させていただいて、学校施設の改善を図っていくという形でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

## 日程第2 議案第39号 平成22年度 兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第2、議案第39号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほども国保会計で言いましたけれども、これまでの経過からいたしまして基金への積み立てが1億円余りを補正をする、繰出金で1億1,600万円を計上する、繰出金は一般会計へ戻入であります。もともと制度的な繰り入れ、それから当然のことではありますが、その他一般会計の繰入金はあくまで国保に繰り出したもので、見せかけになるとこれは話にならないと思うんですね。あくまで国保を支援する、そういう形でその他一般会計に繰り出したものでありますから、国保に残して、全体として国保、今高い国保税と言いましたけれども、これまでに上げて上げて實際上太子町はこの近隣でも高い国保税と、こうなっている。そういうものを引き下げていくようなことのほうがむしろ大事であります。そういう点から戻入することはいかがなものかと本当に思うんですよ。支援したら、それは残して国保の今後に備えるということに対応すべきだと、このように考えます。そういう点についての姿勢、取り組

みについて説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 繰り入れの関係と国保税との関係でお尋ねかと思いますが、このたび一般会計のほうに戻しますものにつきましては、先ほども出かかりましたんですが、平成20年度におきまして、もうご承知のとおり、大きく後期高齢者医療制度が創設をされたことに伴いまして非常に見込みにつきましては不安定なものがございました。その中で当初予算に不足が生じたということで同年度の9月に急遽補正をいただきまして、前期高齢者交付金、これは入ってくるほうですが、歳入ですが、それで約9,000万円の誤差、それから出るほうでは後期高齢者の支援金のほうで約8,000万円、合わせまして1億7,000万円というのが非常に穴があいた状況になりました。急遽、そこで一般会計のほうから財政的支援を受けたわけでございます。これは制度的なものの絡みでございますので、やはりその後財政的な余裕があれば、これはもう当然一般会計のほうに戻すべきものということで、本来ですと21年度でやりくりができとったかもわからないのですが、やはり精算事務もございますので、今年度当初予算で約5,000万円余とりあえず一般会計のほうに戻したいということで当初予算、ご議決いただきました。このたび21年度決算で、先ほど申しましたように、黒字が出ましたものですから、残りの今回1億1,000万円余りの一般会計への戻しということで、1億7,000万円、これで融通をしていただいとった分が戻せるということでございます。

それと、このたび今基金のほうに積み立てが約1億円ございました。これにつきましては、21年度、我々予想をしておりましたよりも歳入がかなり多く入ってまいりました。調整交付金が普調、特別、普通合わせましてかなり多額の、合わせまして9,000万円だったと思いますが、ございました。また、歳出のほうでは新型インフルエンザによります療養費の増を21年度末予想をしておったんです

が、いいほうに働きまして医療費の伸びが予想をかなり下回ったという歳出面でのプラス面がございました。これらを合わせまして21年度黒字が出たわけでございます。その中で、先ほど申しましたように、一般会計へ戻す分と、それからこのたび、今度は保険料並びにこれから医療費の増嵩に備えて、今年度ですね、医療費が急激な伸びを示したときに備えまして今回積み立てに1億円を積むということでございます。保険税の軽減を図るべきではないかという桜井議員さんのお尋ねでございますけれども、これも保険給付のほうに充てるということでございますので、ひいてはそのまま保険給付が予定どおりであれば来年度の保険税への算定基礎になるというプラス面ということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 実際に町税もそうなんですけれども、国保の場合も国民健康保険税というのは所得の多寡とは別に世帯または人数によって賦課されたり、資産に課税されたりと、こういうようなものですから、大変負担が重たいと、こういうような状況の中でその他一般会計の繰り入れ、これも行政的な面としては国やら県からの措置ではない、財政安定化支援とか、そういうものとか職員給与費とか、あるいは出産一時金の関係とか、そういうものではなくて、太子町の行政がこの国民健康保険に対する財政措置としてその他一般会計繰り入れとしてやってきたもの、それを融通というような言い方で今まで説明は受けたことはないし、融通ではないはずで、あくまで支援、その支援のものについては、当然国民健康保険の財政運営に使われるべきものと私は思います。また、それが支援だとも思います。だから、それらの支援のもとに一定のことはやるんですが、保険税においては極めて高い、それに耐えられない、そういうような人たちもたくさんいるわけで、10%を超える人たちが税を納められないと。それは中には悪質な者もいるかもしれませんが

も、納められないような実態を解消していくこと、その中で国民皆保険制度が円滑に運営されていく、そのために太子町の行政としての支援、私はそう思うんですね。融通なんてことは初めて聞く話なんで、決してそういうものではないに支援だというふうに思いますし、今後もそういうような融通したら返さないといけない、こういうもの、それは当然です。そういうものではない支援という、その他一般会計繰出とはそういうものだ。皮革の処理場に出すのも、また全住民的なものを対象にした下水道に出すのもそれぞれ支援です。あくまで出して支援をするという形です。

ほれで、ただ皮革とこれとは一緒にできないというのはわずかな住民の責任ではないものの処理のために使うものと国民健康保険に使うものは全然意味が違いますし、そういう点からの支援っていうふうに見ないといけないし、また支援金の性格からしても繰出金の性格からしてもそういうものだと思いますが、再度説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 融通という表現を使ったわけですが、その前期高齢者交付金、それから後期高齢者支援金につきましては制度的なものということでございまして、1人当たりの単価によって決まってくると。しかも、2年後には全部その実数に応じた精算が行われるということでございますから、一種制度的ということと言葉を使わせていただきました。その制度的な2つのものがやはり係数的な国との差といいますか、それが生じたのが平成20年度でございましたので、それを急遽支援を受けたということでございますから、その2つにつきましては戻すということを申し上げたわけでございます。

それから、非常に国保につきましては、桜井議員さんからもご指摘がありますように、構造的な部分がございますので、そういう問題が私たちも承知をいたしております。ですから、一方で国保財政のやはり規律ある財政運営というのはもうかねがねから厚生労働省

のほうから言われております。その2つを見きわめながら、実体面では非常に苦しい状況でございますので、私どもは国、県に對しましては保険者に対する財政的支援というのをこれまで過去からずっと続けておるといような状況でございますので、その一方の規律ある財政運営の中で、また現実的には厳しい状況でこの保険税のあり方といいますか、今桜井議員さんが言われる中で毎年度苦慮しておるとい状況でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第3 議案第40号 平成22年度  
兵庫県太子町介護保険特別会  
計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第3、議案第40号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第4 議案第41号 平成22年度  
兵庫県太子町老人保健特別会  
計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第4、議案第41号平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第5 議案第42号 平成22年度  
兵庫県太子町後期高齢者医療  
特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第5、議案第42号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 後期高齢者医療でちょっとただしたいのは、厚生労働省が昨年10月に人間ドックの助成について、これ総括質疑でも言いたいと思っておりましてんですけども、通知を出して市町村に対して十分に周知をすると、こういうようなことで昨年度中の追加、あるいは本年度の補正、そういうような中で、後期高齢者、いわゆる75歳以上の人たちから人間ドックの受診権を奪うということで、発足当初にも私は一般の措置としても継続をすべきだと、こういうようなことを言っていたんですけども、これらの厚労省の後期高齢者からこういうことを奪うことについては全国的にもいろんな批判が出て、この復活、復活やないですけど、当然全保険が人間ドックの費用助成を行うと、こういうふうなことは当たり前の形で来ております。県の後期高齢者連合のほうでも当然これを取り上げ、また関係市町でそれらの助成を行うことが求められているわけですけども、この点、早期に発見して全体の医療費を抑制することは保険者並びにももちろんこの該当する人たち、家族、全体的に経費も節減できるし、安心ができる、こういうものの取り組みであります。その点、本町においても当然対応すべきだと思うんですけど、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 人間ドックのお尋ねかと思います。これにつきましては、ちょうど特定健診が入りましたときにちょうど入れかわったというような感じなんですけど、これも内容的には特定健診、また本町で行っておりますその他がん検診等の組み合わせによりましてそれにかえるということでこれまで来ております。なるほど言われます人間ドックへの声といいますのを、今言われたように、住民の皆さんの中にも確かにございます。ただ、この人間ドックと今現在の特定健診、がん検診の検診の中身で人間ドックを取りやめたといいますのが、その特定健診の中の検査項目がないというようなこともございまして、今の形になったということですが、言われます国のほうからの通知等よく勘案いたしまして考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 考えたいということはどういうことですか。既にあちこちで75歳以上の人たちから、これやっぱこの制度を発足させたときに私もここでも言いましたし、ほかでも言いました。そういうものが結局受診、検査を受けたいと思って抑制をする。また、人間ドックは一定のメニューですから、今の検診の枠外でそれぞれ受けられるわけですから大いに使っていただくべきだということで、国保の場合も一般施策の場合もこれまでより宣伝をして皆さんが使われるようにということを言ってきました。今後期高齢者連合の中でも問題になってるはずですわな。だから、これは当然反映されないといけないことだと思うんです。速やかに人間ドックへの助成をすると、こういう形が当たり前だと思うんですけど、どうなんですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 先ほども申しましたように、平成20年度からそういった形に変えましたけれども、内容的には同様とい

いますか、なっておりますので、システムの複雑になったというような面もなきにしもあらずですが、内容的にはそれぞれ受診科目等が選択もできるといったような形になっておりますので、現行体制でこれまで来ておるということでございます。

○議長（佐野芳彦） 続けてください。

○生活福祉部長（丸尾 満） 厚生労働省、国のほうのこういった指導といいますか、通知かといったことも踏まえて考えるということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第6 議案第43号 平成22年度  
兵庫県太子町墓園事業特別会  
計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第6、議案第43号平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 6ページのとこの委託料、墓園管理費の8万8,000円、これの詳細説明だけいただけますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 委託料の追加でございますが、これは墓園の、俗に言います清掃等から出ます廃棄物の処分につきましてシルバーのほうに委託をしております。当初予算と差異が生じました。この中身につきましては搬送の車両経費の増が当初予算では見込めなかったということでございまして、その増額部分でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第7 議案第44号 平成22年度  
兵庫県太子町下水道事業特別  
会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第7、議案第44号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第8 議案第45号 平成22年度  
兵庫県太子町前処理場事業特  
別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第45号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第9 議案第46号 平成22年度  
兵庫県太子町水道事業会計補  
正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第46号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第１０ 議案第４７号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第47号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第47号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第１１ 議案第４８号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第11、議案第48号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、こ

れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第48号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第１２ 議案第４９号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第49号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第49号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第１３ 議案第５０号 工事請負契約の締結について（揖保線道路改良工事（その２））**

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第50号工事請負契約の締結について（揖保線道路改

良工事（その２））を議題とします。

本案については、８月２７日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

**○桜井公晴議員** この契約そのものについては、先にも一般質問でも質疑がございましたけれども、制限付きの一般競争入札、特に限定で行うということであります。これについては制限をつけない、当然一般競争入札で行わないといけない、このように思うんですね。そういう点で、なぜこういう制限をつけて、いわゆるその２、その３が同じ業者が応札をしてそれぞれ９６％以上で落札をする。こういうようなことを容認するのかということが大問題だと私は思います。そういう点から高値落札を容認する、また、これらを解消するのはやっぱり条件を付さない一般競争入札しかないし、また同時に最低制限価格の公表は、これまでに１度は功を奏しましたが、後には当局がよく言う、議会にすら工事請負費の予算の内容を説明をしない。その理由に、それらを明らかにすると予定価格が類推されるさかいやと、こんなことを繰り返し言ってくるんですが、最低制限価格の設定、公表によってむしろ正確に逆算もできる、こういうようなことだと思うんです。それらを含めて、このような、私は当初の金額を明示しないことに対して白紙委任はできないということとで反対を述べてきたわけですけども、実際に契約段階になりますと９６％以上の高値落札と、こういうようになるんですね。それおかしいですよ。その２もその３も同じであります。

一方は、たまたま今回の入札の経過、資料によりまして最低失格をした業者が今度は落札できるような状況になり、また指名をした者の中で辞退が出る、それで永岡組はこれ両方とも辞退をとする。実際に応札するということになった者が辞退という形で、何でこういうふうになってくるのか。それで、

その２で最低失格者がその３では落札者になつとると。妙なことなんです、これ。全部皆さんが知ったらおかしいなと思うことだと思うんですが、それぞれ９６％台で落札をし、固定の者が入札に参加をする、そういう仕組みをつくつとんが行政と違うんですか。だから、制限を付さない一般競争入札できれいにしたほうがよっぽどええと。ここで、こんなこと私なんかも言う必要がなくなる。なぜそうしないのか。ぜひ、この際説明を求めます。

**○議長（佐野芳彦）** 副町長。

**○副町長（八幡儀則）** 入札に関してご質問でございますが、まずなぜ制限をつけるのかというご質問、桜井議員毎回おっしゃっているように思います。制限付き一般競争入札は、県でも他市町村でも当然制限付き一般競争入札の導入で執行しております。太子町だけが独自にやっているわけでもございません。私どもとしてはある程度の範囲の中で業者数を考えて現在の方法を取り入れております。

それから、最低制限価格の公表でございますが、なるほど類推ということももちろん、これは否定するものではございませんが、手法として他市町村においても予定価格を公表したり、最低制限価格を公表して入札に臨んでいるところがございます。私どもとしては、太子町としては以前から最低制限価格の公表をもって事前公表をした中で各業者間の入札で競い合っているところがございます。

それから、ある業者というところでの失格が次のところではとってるということでございますが、この最低失格になったところは完全な勘違いの、勘違いといいますが、入札に応じられた方がミスをした中でのこの最低失格ということではございました。私どもやはりこの入っているものについては真摯に、真摯といいますが、それまます受けとめた中での最低失格としたところでございます。その３のところでは、その業者がたまたま予定価格と最低制限価格の範囲内の中で競争していた

だいたの中で最低であったということでの落札になったということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 他の市町のことはいいじゃないですか。いろいろ私も予定価格を公表しているところもある、最低制限価格を設ける必要があると言うたこともあります。それから、それぞれ条件を付さない一般競争入札すべきやということも言うてきましたし、いろいろ言うてきてるんです。ただ、最低制限価格をいつも後生大事に公表しとるということは、より、先ほど言いましたように、議会の予算のときにすら予定価格を類推されるさかいに公表せえへんのやと、こう言っときながら、最低制限価格を公表して逆算してくださいよと言わんばかりに固定的な形でいつも公表しとることは私はやめないといけないと思うんですよ。その時々によっていろんな方法、手段、本席でも追いかけてこみたいなのという話もありました。だけど、そのときの入札を執行するに当たっては、世間の実勢的なものを見合わせながら予定価格はいずれにしても正当な予定価格を設定をして、そして最低制限価格を撤廃をする、そしてより一層競争をしていただく。そしたら、今回2でも732万円でやらないといけないわけですね。これはやはりより考えた入札が行われると。それで、ほかのところでも間違っていて、去年でしたかね、間違っただけで入札したということで、もっと小さな工事をやりましたけども、責任を持ってやっぱり工事を行うと、こういうことでやったこともありますわね。私はこの2と3、2で落札した業者が3ではないなくなってるわけですね。もう分けてとるという、もうこれ見え見えのものなんだと思うんです。だから、そんなことに行政が手伝いをしとると同じやと。ほれで、それがさらに96%を超える高値落札に連動しとると。けしからん話やないですか。だから、私は最低制限価格も撤廃をする、そして一般競争入札、条件を付さない一般競争入札を執行する、そ

ういうようなことで太子町はきれいにしたほうがより経費も節減ができるし、また業者も一定の中では育っていくものと私は思うんです。そういう点から2と3の関係、それで中身を見てみましてもこのような状況になっておるということで、太子町独自にきちっと襟を正した公正な入札を執行する。当たり前だと思うんですけど、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 襟を正してというて、常に襟は正しております。

まず、一番初めにおっしゃった実勢価格の絡みでございますが、私どもその設計の中では、いわゆる県の設計の関係あるいは建設省の関係ということでの、そこにうたわれてないものについては、それこそ実勢価格といいますか、建設物価等を利用して設計に見積もっているところございまして、設計自体も実勢価格に近づいた設計はできているというふうに考えております。

それから、最低制限価格の撤廃ということもおっしゃいましたが、これはご案内のように、品質管理といいますか、そういったところではやはり価格を最低制限を0円にする、0円といいますか、ないとするということは品質管理について非常に問題があるんじゃないかというふうに思っているところございまして、これも他市町は関係ないと言いながらもほとんどのところが採用しているところでございます。

それから、その2とその3の絡みでのお話がございました。いわゆる落札したところがその3で入ってないという。これは制限つき一般競争入札をするに当たっての私ども一つの条件といたしております。やはり1社が同じところを独占するよりは、やはりそういう意味では金額的なことは別にして、それから施工能力等、いろんなことがございます。そういうことであれば、逆に言うと一本化して大きなところというようなことも考え方もございます。私どもとしてはその2、その3について分けてるところについて1つをとれば

その3については辞退していただくということは、これは前もって業者の応募基準といえますか、その中に入れておりますので、決して他意はございません。

それから、96%とかというようなことをおっしゃいましたが、確かに私どももある程度最低制限価格以上であって率が低いところが望ましいとは思いますが、やはりこれはこの12社なり13社での競争の結果であるというふうに思います。

それから最後に、一般競争入札ということで、また制限付きの一般競争入札を否定といえますか、制限付きがないほうがいいではないかというようなご意見でございますが、これについては、また極論を申し上げますが、そういう制限ないところでの競争というところはなかなか難しいのではないかと思います。やはりある程度の太子町の近くの会社に参加していただいて競争していただくということが一番望ましいのではないかというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 極論とかなんとかというふうなことは使っていただきたくないと思います。難しい、本則で決めてることが難しいということはないんですよ。やる気があったらできるんです。あくまで近くの業者も大いに参加できるんですね、経営事項審査というような形の一定のものを持っておるとすれば、審査上クリアしたものについてはだれでも参加ができる、いいことじゃないですか。その中で大手が仮に入ってきたとしても現地に張りついて現場事務所を持つのと近くのものがあるのと大きな差があるわけですから、当然地域の人たちも大いに能力のあるものについては参加ができる、また競争に打ち勝つこともできる、そういうものだと思うんです。だから、一般競争入札はやる気がないから難しいとか言っているんだと思うんですが、極論とか言うより本則に示しているとおりに実施をすべきだと、このように思うん

です。

最低制限価格の問題もいつも言うて、品質管理だとか言うわけですがけれども、監督をきちっと強化をし、設計どおり行っているかどうかの監理監督ができれば、何らその問題はないと。それらがしないというならば別でありますけれども、監理監督ができれば何ら問題はないし、そういう品質に係ることもきちっと検証はできると思うんですね。そういうものだと思います。したがって、条件を付さない一般競争入札、または監理監督を強化することによって本当に特定の工事以外は一般的にどの業者もできる、当たり前のことを当たり前にやるということが大事だと思うんです。

それから、分け取りするような仕組みは果たして皆さん是とするかどうか。ええことやなあと言うかどうか、甚だ疑問ですよ。そのために工区を分けておると言われても仕方がないですね。

それで、それらのことがちゃんとクリアできるようなことを何でやらないかと。ここでいろいろ論議をしないといけないことを何で当局はしないのかと。もうそこが一番の問題だと思うんです。やる気があったら皆できることなんで、きちっとやるべきだと思うんですけどね。

それと、白紙委任には私は反対ということですが当初にはしてきましたけれども、当初予算の工事請負費は2億4,531万7,000円でしたね、これの。沖代線の歩道設置工事が延長120メートル分と、それから掛保線の道路改良工事の延長が1,090メートルと幅が17メートルと。こういうふうなことで、いわゆる工事請負費2億4,531万7,000円の工事はこういうものですよという備考に示しておく。それぞれどういうことなのかと言いますと、答えはなかったわけですね。今の段階、工事請負契約の段階になってその2が7,500万円、その3が8,500万円の請負工事になる、予定価格が7,800万円余りと8,800万円ですね。これは何でもともに議会の中でも示した上で予

算上はこういうふうになっております、実勢で予定価格を入れます、そういうふうにしたのか。業者だけは類推しやすくして議会のほうはそこで尋ねても類推されるようなことについては金額を明示しない。なぜそういうことを言ってきたんですかね。真っ当な数字かどうかはわかりませんが、そういうことから。そうでしょう、もともと金額がないわけですから。それが真っ当か真っ当でないかは議員の中でわからんと思うんですよ。私わからんのです。皆さん、わかっているかどうかはわかりませんが、多分もともとなかったものがこれで真っ当やと、予定価格が。だれが信用できますいな。そうじゃないですか。それらも明らかにしてください。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず、制限つき一般競争入札の絡みでございますが、制限つき一般競争入札、私どもやっておる中でももちろんエリアのこともございますし、点数の絡み、それから施工能力等、いろんなことを考えた中での応募者数、事業者数を想定した中でしておりますので、これについてその制限つきを外してはどうかというご意見でございますが、本町としては制限つき一般競争入札で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、最低制限の価格のことでございますが、これの撤廃等も含めておっしゃっていますが、まず第1番に品質管理のことを申し上げましたが、やはりこの最低制限価格の撤廃というところはほとんどないというふうに思います。やはりそれは何も事業所といえますか、会社のことを考える必要はないかもしれませんが、ある程度は人件費は別にして材料費等のことも含めて、やはり最低制限価格は必要であるという考えの中で今までずっとやっていたというふうに思います。行政側からいいますと、やはり品質管理に非常に、それがなくなることによっての困難ということがあろうかと思っておりますので、これについても最低制限価格については撤廃ということは考

えておりません。

それから、表現的に分け取りという表現でおっしゃいましたが、私どもとしては2工区、3工区の中で1本がとった場合に、その業者の基準といいますが、やはり施工能力とか点数等もいろいろ言いましたが、その辺のことも考えた中での1本取れば次のところでは遠慮していただくということがいいのではないかとということで太子町としてそういうふうにしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） それから、積算、予算に上がってない、明示されてない、それは真っ当な設計ができてないんじゃないかというようなことかと思うんですが、先ほど副町長も申し上げましたが、県あるいは国土交通省等の積算基準に基づきまして予算におきまして積算をいたしております。そういうことですので、明示することについては類推をされるということでございますが、中身についてはそういった形で積算をしておりますので、決して柔軟といえますか、そういったものでやっているものではございません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 この件で言いたいことも多々あったんですが、先ほども桜井議員のほうからいろいろと言われてすべて言い尽くしたかなと思うんですけども、これ西川組が7,500万円で落札されているということで、先ほどもずっと最低制限つきの価格のことで話もありましたけども、これがあるとやっぱ高値落札という形になってしまうことが多々あると思うんです。ただ、最低制限つき入れると、こんな僕の素人でも多分これ入札入れられるんですね、値段わかってるから、もう最低を入れたら済むことなんで。でも、先

ほど最低失格の話ね、これ前田組さん、失格されてましたけど、僕でもこんな金額入れるのに1けた間違えるっていうのは、太子町でもこれしにせの会社だと思うんですね、なれた会社が1けた間違えるっていうことはこれ言語道断なんやね。その3で落札されてますけど、こんな最低失格するようなところを次のときにもう落札されるっていうことが、これもうこういうことがあれば、これは1けた間違ったとかということやったら、間違ったら間違ったなりのペナルティーでもう次の入札は入れないという形にせんといけないと思うんですよ。それはもう最低制限つきがあるかないか別として、これ言語道断やと思うんですね。はっきり言うてなめとんかという話ですね、仕事をね、これ1けた間違えるいうて。僕でもこれ間違えませんわ、最低制限つきがあったら。だから、そういうことでも、先ほど襟を正せという話もあったけど、襟を正す必要なんかないと思うんですよ。ただ、業者がもっと襟を正すということをやってもらわんと困るんですよ。

先ほども、その2で落とした業者はその3では入れられへんという形のことを決められていると。そら仕事を分けるという意味じゃ非常にええことやと僕は思うんですよ。ただ、せんだってのことで、保険のことで1社だけずっと契約してるという話やったら、それやったら保険のことも数社入れて、分けて仕事をさして、それでえんちゃいますかね。僕はそう思うんですね、そう言われるんであったら。何で土木業者だけがそういうことに決まっていて、分け分けして仕事をされるんはそれ結構だと思います。だから、ほかのことに關してもそういうことを言っていたいで、またしていただけると非常にありがたいんですわ。今後のまた考え方だけ聞かしていただけますか。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 最低失格になっている業者については、完全なミスが出ておりました。これ人間でありますので100%絶対間

違いないというのは私も胸張ってよう言わんところでございまして、そういう意味で勘違いがあったんだというふうに思ってます。この業者が次にとっているということですが、やはり次のところでは、いわゆる金額的に一番低いということで落札に至ったということでございます。

それから、保険との絡みをおっしゃいましたが、私どもとしてはこの土木工事についてはこういった手法で過去にもやっておりますし、いろんな形でのやり方があろうかと思いますが、土木工事についてやはり長い延長期間のところの中で一本化する、例えば一本化してそれをするによって町内業者さんがどれだけのものがクリアできるだろうとか、いろんなこともやはり考えるところがございます。そういったところでこの土木工事については、先ほど議員がおっしゃったその2をとれば、その3には入れないというシステムでしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は、先ほど質疑でも言いましたように、この西川組とか、次の前田組がどうこう言うつもりはありません。ただ、行政がやるべきことをやらないということと、それから先ほど年度当初の予算のときに議会には白紙委任を求めて、先ほど言いましたように、内容的には2億4,531万7,000円の当初予算、内容は沖代線歩道と揖保線道路改良工事が付記されております。しかし、積算はしとると、それは信用はいたします。しかし、積算をしていることと金額を予算はこれだけ、2億4,500万円ですからね、大型予算

です。その2億4,500万円がどのように振り分けられて、沖代線でこう、揖保線で2工区に分けるなら2工区に分けてそれぞれこうだと、こういうような説明があれば、私は白紙委任なんて絶対言いません。その中身を検証することはしても白紙委任なんていうことは言いません。しかし、実際はこれらを明らかにしないまま今日その2では、先ほども言いましたように、予定価格が7,800万4,500円、転んで転んで4,500円と、これは税の関係もあります。それから、その3の場合は8,816万6,400円というようなことの予定価格が出てくる、それにプラスしたものが多分設計価格なんだろうと私は思います。その予定価格の設定が果たしてこれでいいのかどうか。問題はやっぱり予定価格の設定だと思います。それらのことがもとから白紙委任で来られたんでは何もわからないわけですから、それを真つ当なものかどうか判断できないんじゃないかと言ってるんであって、私は今もお判断できないし、この予定価格が真つ当かどうかわかりません。

あわせて、落札の結果はいずれも96%台と高値落札になっておる。さらには、最低制限価格を公表して、類推ということを何回も言っていらっしゃる当局が類推をよりしやすくする、こういうふうなことを地でいっとるわけですね。こういうことは、私はやっぱり許されないことだと思います。だから、制限をつけない一般競争入札を実施すべきだと。最低制限価格についても時としては有効かもしれませんが、いつもこういうことをやっとなんでは有効性が疑われる。むしろ逆算しやすくなる。こういうことでありますから、撤廃をして対応することも大事なことだと。撤廃をすることによって品質保証ができないということについては、いつもおっしゃいますけれども、監理監督をしっかりやっとならば、その問題はないと、このように思います。そういうことによって、一般競争入札をすることで透明性、公平性が確保できるし、経費の節減にもつながる。そういうことを申し述べ、

さらには高値落札は特定の業者が参加をするような制限つきであるから話はしやすい、もう限定されてるわけですから、極めて話がしやすい、条件を当局がつくっている、こういうことではないかと。その結果が高値落札に結びつくのではないかというふうにも考えます。

その2では失格が出ておる。そのことについても明らかに勘違いと、こういうふうなことを業者の代弁をするような、おかしいと思います。勘違いであるかどうかは、そらわからんわけですから、あくまで意図あってそれを入札しとったらいかがするのかということになります。あくまで応札の結果として最低制限価格があるのに最低以下で応札をした、これはほんまにまじめかどうかというのは、先ほどもありましたように、ほんまですよ、大きな契約をする、その応札をする、そういうようなことですから、間違いだの勘違いだのっていうような弁護をすること自体が私はおかしいと思います。それらをきちっとやっていくことが大事でありますし、何よりも当初に白紙委任、予算の段階で白紙委任を求め、一般競争入札を求めているにもかかわらずこういうようなことをして高値落札を誘導しとるように見えます。そのようなことはやめるべきだと思います。その3についても同じような形で討論はいたしますけれども、ぜひ再考願いたいなと思います。

以上で討論を終わります。反対討論です。

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第14 議案第51号 工事請負契約の締結について(揖保線道路改良工事(その3))**

○議長(佐野芳彦) 日程第14、議案第51号工事請負契約の締結について(揖保線道路改良工事(その3))を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほどこれを含めて当初予算工事請負費が2億4,531万7,000円と言いました。実際に今次契約にまつわるものについては予定価格が、先ほど来言っておりますように、その2が7,800万円、その3が8,800万円、1億6,600万円余りでしょう、これが。この予定価格がこうなんですけども、設計、予算上はどうなんですか。それ説明を求めます。

それから、最低制限でだれもが考えるというのは、最低制限価格を設けるということは、一応当局が言っておりますように、品質保証のボーダーラインが最低制限価格だとすれば、最低制限価格でも十分もうかると、十分な仕事ができるということでしょう。それがかつて最低制限価格でそれぞれが応札をしてくじ引きをしたという経過があるように、これをもってしても何ら問題はないわけだと思えます。監理監督のできない、粗悪な商品を提供したり工事をする、こういう者がこの中に見受けられますか。いわゆる8社から9社、これらは場合によっては粗悪な、当局が心配するような工事をして返すようなところ

ろですか、と見ておりますか。その辺も含めてこの契約に関する請負契約については、その説明をこの際求めます。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) 最低制限価格の再度のお尋ねでございますが、先ほどご説明申し上げたところでございます。また、今のこの業者の中でそういうことを撤廃することによって粗悪な製品を提供するかどうかという、これは私はわかりません。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山本武志) その3につきましての設計についてのお尋ねでございますけども、その2でも申し上げましたが、設計につきましては県あるいは国交省の基準に基づいた設計となっております。そういうことでお答えとさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長(佐野芳彦) 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 要は、わからへんから聞きよんや。そんなもん県やら国交省や言われても、専門家で自分らはわかるんかわからんけども、議会がわからんと、だからどないもなりまへんがな。だから、今契約の段階に至るとるわけやから、当初の段階でもやいやい言うて説明をしてこなかった、それは類推されるからやと。先ほど言っておりますように、最低制限価格を公表すると応札に必要な金額についても類推がより正確にできる。最低制限価格は少なくとも品質を保証する価格というふうに説明しているわけですから、少なくとも予定価格の設定は真つ当かどうか、私は今もわからんわけです。2件ともわからんから聞きよんです。真つ当な判断して当然やなあと、実勢を含めて当然やなあとという予定価格の設定があるのかどうかはわからんわけですからね。それが今のような答弁では全くまたわからんわけですね。もう一回説明してください。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山本武志) 先ほどから申

し上げますとおりでございまして、さらにそれ以上の答弁はございません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 積算をしとると言うてるんやから、積算したら、それがもう今の段階やから説明したらよろしやないですか。ないんですか、やっぱり。積算がないからできない、何が何やらわからん、予算はあるけども内容がないんやと、そう言われてもしょうがないでしょう、積算があるある言うて、国、県の物価なりに基づいて計算をしております言うても、この予定価格、その3で言えば税込みの8,816万6,400円がまともなんかどうかどうなんかもわからんわけです。違いますか。

一方で、最低制限価格で十分仕事ができる、利益も上げられる、こうなると予定価格おかしくなることになるんですよ。最低で十分やと。最低は品質保証上必要やと。当局の言うとなのは支離滅裂でおかしいですよ。だから、能力に応じて応募しとんやと言ったら、能力がある連中ならば、少なくとも最低制限価格も撤廃をし、応札した以上はその金で仕事をする、これ当たり前でしょう。何でそこだけ保護するかと。保護必要のない者を保護する必要は私はないと思います。そういう点から聞いておりますので、予定価格の設定が設計上金額こうあって予定価格をこう設定しましたという、このぐらゐの説明今なかったらおかしいですよ、これ入札しよんやから。契約を交わそうとしているんですからね。違いますか。業者を余りにも保護し過ぎて議会は白紙でかけると。これおかしい話じゃないですか。再度説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 設計額は、先ほど来から部長のほうから申し上げてますように、県の積算基準あるいは国交省の積算基準等に基づいて積み上げた設計予算というものがはじいております。したがってこれが他の市町の技士が太子町のこういうことをするんであってもほぼ同じといいますか、同じ金額

が出るであろうというふうに私は思っております。ある程度の基準に基づいて積算いたしておりますので。予定価格については、それからある程度の歩切りのことをやっておりますが、これについては私はどれぐらいでということは私の範疇ではございませんのでしておりませんが、いわゆる設定額に近い予定価格が設定されているところもあるかと思えます。といいますのは、やはり私は前に建設課長におるときに、国庫補助事業の場合は特にですが、会検のときに予定価格の設定したところでの質問があったのを今でも覚えとんですが、その設定額と予定額がこれだけの違うのはなぜかというようなことが出ました。本来であれば、ある程度本当の端数の切り捨てでいいのではないかというようなご指摘を受けた記憶もございます。そういうことがございましたが、私は今現在予定価格の設定についてはどれぐらいのところで設定されているかということについては、いわゆる入札の執行の責任を負わされておりますので、そのところについては把握いたしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 同じようなことを繰り返しの討論は避けたいと思いますが、その2の質疑、またその3の質疑、その2の討論でも申し上げた理由で本件についても容認できません。

ただ、それに加えて会検の話が副町長から出ましたけれども、あくまで本町で設定をするわけですから、本町が説明をすればいいと。で、実勢も地域によって違うと、こうい

うことですから、当然の説明をすればいいし、また歩切りもその中でどうするかはここが決めることで、ほかからとやかく言われるものではないということを含めて、この際今の答弁についても意見を申し述べておきたいと思います。

それから、他の市町の技士がやれば同じような金額が出ると。当然だと思いませんか。その金額が出ないようなものをつくったらかしい。だから、当初に積算をして予算にこれだけを予定していると。その中で設計をし、予定価格を決めて入札を執行すると、こういうことが当局の本当に公正な仕事だと思います。それ以上のことをやると、やはり疑問が生じると。一般競争入札をやればだれからでもそないに言われることもないのということになるわけです。それらを含めて反対の意見に加えたいと思います。

以上、反対討論を終わります。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これが反対討論になるかわかりませんが、その2においても入札の段階で1けた間違っているようなそういった業者は、その3に対して入札さして、また落札しているということ自体に私は何か疑問を感じます。これ、反対討論とします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第15 議案第52号 工事請負変更契約の締結について（斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事）

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第52号工事請負変更契約の締結について（斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 参考資料にいろいろ書かれているのですが、工事をやっていく中でここも直したらとか、そういうふうになることはわかるわけですが、ちょっと参考資料です。ね、疑問というか、わからないので、例えば校舎西側の昇降口の防水工事とか、玄関壁タイル張りの中止とかというのは、最初はやるべきだというふうな判断をされていて、途中でやらないのが妥当だという判断をされたからこういうふうになっていると思うんですが、最初はなぜやるべきだというふうに判断されたのか。そして、今回はなぜやらないのが妥当といえますか、やらなくても間に合うというか、現在のままで用を足しているというふうに判断されたのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

それから、トイレ改修仕様変更の減とか、屋上防水仕様変更の増等々書いてあるんですが、仕様が変更するということは途中で仕様が変更するという意味だと思んですが、仕

様変更が減とか、仕様変更の増とかというのはどういう意味なのか、ご説明いただきたいと思います。

それから、電気設備工事の総合盤の新設と書いてあるんですが、こういうことは工事最初やる段階で、私電気の専門家ではないのでちょっと的確な質問になってないかもしれないんですけど、工事をやる最初の段階から、全体の電気の流れる盤のことを総合盤というんだろうと思うんですけど、最初からわかっているんじゃないかなと思うんですが、この段階で新設をされるのはなぜなのでしょう。

それから、高架水槽警報線の移設という、この内容をご説明いただきたいと思います。

それから、1階多目的トイレ電気温水器、これはどういう方が利用される場所なのか、これもこの段階で、精算段階でいろいろ入れられるものは入れようとされたのか、ほかにも追加があるんですが、その辺も含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 今回の変更契約の中につきまして詳細に説明させていただいたんですけど、とりあえず1つは今の耐震工事ほかを進めております。その中で今後の予定としまして斑鳩小学校の体育館の改修を予定しております。そのつなぎの中で当初予定した内容でございますけれども、斑鳩小学校体育館についての調べた状況での設計でございました。今回斑鳩小学校の体育館の改修という動きの中で若干仕様、また中身を変えるという形でございます。

その中で、1点目の減額の理由という形でタイル、これ斑鳩小学校の玄関に入る西面にあるんですけど、これは体育館の改修にあわせてやり直すという形で今回減額をさせていただきました。

それともう一点、屋上防水ですね、昇降口の防水工事、これにつきまして体育館工事に伴いまして若干つながる部分がございますので、そのときにやり直すという形で今回の

工事からは減額させていただいたところでございます。

それと、トイレの変更でございます。これにつきましては3階までトイレを改修させていただくんですけども、もともと使われているタイル張りの中身での内装の仕上げでございました。その中で今後の維持管理する中でシート、乾式というんですか、ぞうきんでふき取れるという状況の中身に変更したことによって減額になったところでございます。

それと、屋上の防水の件でございますけれども、もともと防水をするエリアは、屋上全部するんですけども、その中でねじ等の最終確認をしますと、若干傷みがひどいという形で不陸性を直したりとか、それから一番屋上の笠木の部分なんですけども、これにつきましても今後のことを考えますと、防水をそこまで延長する必要の確認がとれた状況の中で今回防水につきましても追加をさせていただいたところでございます。

それと、総合分電盤の件でございます。これにつきましては、もともと今教室に分電盤、三、四カ所ひっついているんですけども、これを総合的に管理するほうがええやろうという形で今回、もともと既存のやつを再利用するんですけども、体育館の改修に伴います分電盤も総合的に管理しようという形で事前に総合盤の発注をかけたところでございます。

それと、高架水槽の警報線の移設でございますけれども、先ほど言いましたように、防水をやり直すという状況の中で配線がございました。それが防水のエリアを追加することによって線を引き直さなアカンという形で今回追加でございます。

それと、5点目の温水器でございます。これはもともと多目的トイレが1階にございます。これにつきまして、最初いろんな学校との調整する中で温水器を設置させていただいて今後子供が用を足して必要なときに利用するという形で、当初予定じゃなかったんですけども、いろんな流れとしますと、温水器を

設置させていただいて環境という形の整備を行わせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 仕様変更の増減という言葉をちょっとどういう意味ですかってお尋ねしたんですが、今おっしゃったのは仕様の内容を変更されたんだと思うんですけど、仕様変更の増とか、仕様変更自体が増えるとか減るとかという言葉を使って行政ではされることはあるんですか。そこを説明いただけますか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 若干言葉が足らんで申しわけございませんでした。

先ほど言いましたように、トイレにつきましてははもともとタイル張りという形の仕様でございました。それを乾式という形でシートに張りかえるという仕様に変更したということで今回仕様変更という形を使わせてもらうところでございます。

それと、防水につきましても、追加という形でしている部分は防水エリア、防水の仕方は一緒なんですけども、エリアを増やしたという形で仕様を若干見直したというような形の状況でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今質疑がありますが、当初契約が1億3,980万円で変更が1億4,500万円で560万円というような差額が生じて追加すると、こういうことでありますが、先ほども説明がありますけども、屋上防水の仕様変更190万円、それから電気工事の追加で384万円というのは、これ極めて大きいし、当初に体育館の問題も既にあることですし、早晚やらないといけないと、こういうことも当然のことなんですけども、それらとの絡みでなぜこれらは当初に、いわゆるこの契約の中に、仕様の中にきちっとうたい込んでおらなんだん

かと。追加を安易にする、こういうことによって追加工事がある、だから当初は安くてもええと。こういうふうに見られても仕方がないですね。

それから、同時に変更金額の割り出しの根拠はどういうことですかね。私やっぱ当初に計画ができることはすべて計画をする、万やむを得ず将来のことも考え、抜かっとれば抜かっとったで抜かっとったことを明らかに、抜かっとるということは当初に入れなかったことが抜かっとったという場合はそれは抜かっとったと私は思います。それらを含めてで当初に計画すべきは計画をしてきちっと入札を執行し契約をする。後に追加というのはほんまにおかしな話だと思うんですよ。だから、どちらに、いわゆる今次のような契約変更が生じるかというたら、発注者側からこれこれはこれに変更する、当然変更したら変更しただけの金額がかさむ。抜く場合は抜くもんももちろんマイナスをするということになるわけですけども、大きなことになるようなことは当初にしっかりと整理をして設計に反映をすると。これ当たり前じゃないですかね。何でこないことになるんですかね。説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 桜井議員言われています、そのとおりでございます。当初に十分計画すれば変更はなくなるという形でございます。しかしながら、事業を進める中でどうしても変更せざるを得ん部分が生じてまいるのは現実かなと思います。その中で今回大きな変更になった部分につきましては、当初耐震化工事等につきましての設計をさしていただいたときには、体育館の状況につきまして十分まだ予先が見えてない状況の中で、今回体育館の改築の容量も、電気に関する容量も十分今回出てきた状況の中で事前にこういうことは工事が戻らないという状況の中での対応をしようという形で総合盤を入れさせていただいたところでございます。

今回なぜかという形でいいいますのは、防水

につきましては当初これ屋上だけでございました。しかしながら、屋上の擁壁というんですか、の部分にも防水をかけざるを得んという状況が見えた状況の中で今回追加をさせていただいたところでございます。先ほど言われていますように、見直す部分、またはやり直す部分は十分検討させていただきながら今回変更させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いやだから、仕様変更、見込めなんだという、何で、体育館のほうも今説明がありますように、体育館の問題も全部斑鳩小学校の場合は今後必要な改修工事としてあるわけやから、そういう中で総合盤にしてもそうですし、空配管もしとかなないと後にまた手間取るだろうってということも含めて全体的には動線、いわゆる子供たちが行き交ったり皆動線があるわけですから、動線に基づいて設計が行われ、今回の補強工事も行われておると。それらの中にしっかりと防水上のこともすべて必要な対策としてこれまであったわけですから、ここで防水の場合の190万円とか、電気の場合も総合的に後に対応しないといけないというんがわかっている話だったら、ここでしなくてももともとに盛り込んでいくべきだと思うんです。なお、説明の中でもちょっと理解できへんのはそこなんですけど、当初に計画すべきだと。

それから、変更金額の割り出しはどういう根拠に基づいてますかというて聞きましたけどな、それは答弁ありませんよ。その答弁も含めて再度求めます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 再度同じ答弁をさせていただきたいと思います。

当初盛り込める部分はすべて盛り込みさせていただいたところでございます。その中で今回体育館という一つの大きな動きの中で当初に盛り込んでなかったんで今回入らせていただいたという形でご理解いただきたいと思います。

います。

それと、金額につきましては、先ほど来出ていますように、積算の価格、また十分それと実勢価格等も含めながら設計をさせていただいて、これについての追加、または減額という形の数字になったところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 次長、割り出し根拠というのは説明できる。

続いて。

○教育次長（西村隆志） 割り出し根拠という形でございます。これにつきましては先ほど来出ていますように積算単価、または実勢価格、基準という形の設計の中での基準に基づいて設計させていただいたところでございます。それに基づいて増減、または内容等の増減によって今回数字が変わったという形でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 じゃあ、1点お尋ねします。

ちょっと私も電気を少しかじってますんで、特に電気工事関係で総合盤の設置ということで、これ多分職員室当たりに敷設されるんじゃないかなと思うんですけども、その中で各教室に分電盤が以前あったのを集中的に管理するというような説明を受けたと思いますが、この総合盤を新しくつけるというのは、それはそれで私は納得できるんですけども、旧の各教室の分電盤はいかがされるのかなあということ、それとあわせて盤に接続する当然配管、配線が要と思いますけれども、その辺の流れはどうされるんかということ、それともう一点、体育館への空配管、これはどのぐらいの距離を配管をされるんかと。後々体育館が改修されるんで、当然事前にそれをされるのはベターかなと、このように思いますけれども、もう少しこの2点について詳しくわかるんであれば説明をいただき

たいんですけれども。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 今回の総合盤という形で説明させていただく中で、もともと分電盤とか、警報盤とかという形が教室、廊下のほうに分散しておりました。それを維持管理する中で総合的に管理するほうがいいだろうという形で今回変更させていただくのが1点。

それと、2点目につきましては、体育館の電気容量等、それと警報という形の中身も見えてきたという状況の中で総合的に管理するという形で総合盤に入れると、最終的に入れて管理していくという流れを考えているところでございます。

それと、体育館の配管の空配管という形でございますけれども、これにつきましては総合盤につきましては職員室に総合盤を設置するんですけども、その総合盤から校舎の東側に一応ボックスを新設させていただいて、そこへ最終的には体育館から配管をやっていくという形で今回考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

メーターが要る。メーターだよですよ。

○教育次長（西村隆志） メーターにつきましては、これから職員室の総合盤から教室窓際にボックスを新設しております。そこまでにつきましては今後の距離でございますので、今回の空配管につきましては総合盤から教室の外に出た部分でございますので、10メートル余りかなあという感じで確認しております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 今回も1億4,000万円ほどの仕事の中で、追加が560万円ほど出ているんですが、以前から前も龍田小学校の耐震工

事の件でですね、追加工事が、あのとき約300万円、350万円ほどでしたかね。その内容がカーテンがなかったから追加やとかね。いろんなこと、そんなことわかつとるやろみたいな話をね、追加が出てきましたけども、ということで、この内容ももっともっと事前にやるのであるから、大きな仕事になるんでね、やっぱりそういったほかのせなあかん工事っていうのをやっぱり想定して、もっともっと話し合い、また精査してやるべきやと思うんやね、この工事も含めて。今回もまた、たしか提案説明では学校のほうが何かお頼みしたというような話もされてたように記憶をしております。だから、そういうんであれば、頼むんであれば、もともとやっぱり頼みたいことはわかつとるわけです。だから、やっていく中で出てくるのはわかるんです。ただ、やっていく中でわかることをやっていく前にやっぱりわかつていくべきですね。だから、それが計画っていうことやと思うんです。そういう中でもっともっといろんな建築工事やとか、電気設備工事、機械設備工事もあるでしょうがね。もっともってこれ精査してやるべきやったと思うんですが、そういう点はどうでしたか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 井川議員も言われていますように、精査するというのは当たり前のことでございます。その中で、当初計画する中で当初の計画の中身ではここまでという形の判断をさせていただいたところでございます。その中で工事、また進捗をする中でだんだんだんだん目に見えてくる現実面がでございます。その中で最終的にこっちのほうで今後の施設を維持していく、また管理していく中でも変更のほうがいいという判断も中には出てまいります。その中での精査も含めまして、今後言われています意見につきましては、意見として十分こちらとしては考えていきたいと考えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

(休憩 午後0時00分)

(再開 午後1時00分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第16 認定第1号 平成21年度  
兵庫県太子町一般会計歳入  
歳出決算の認定について

日程第17 認定第2号 平成21年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第18 認定第3号 平成21年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第19 認定第4号 平成21年度  
兵庫県太子町老人保健特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第20 認定第5号 平成21年度  
兵庫県太子町後期高齢者医  
療特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第21 認定第6号 平成21年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第22 認定第7号 平成21年度  
兵庫県太子町下水道事業特  
別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第23 認定第8号 平成21年度  
兵庫県太子町前処理場事業  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第24 認定第9号 平成21年度  
兵庫県太子町水道事業会計  
決算の認定について

○議長(佐野芳彦) 日程第16、認定第1号  
平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決  
算の認定についてから日程第24、認定第9号  
平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の  
認定についてまでを一括議題とします。

上程中の認定第1号から認定第9号までに  
ついては、8月27日の本会議で既に提案理由  
の説明が終わっていますので、これから総括  
質疑を行います。

質疑を通告されました議員に申し上げます。

質疑は一般質問席でお願いします。

質疑、答弁は一括で行い、簡潔明快に願  
います。

また、今期定例会では時間制により総括質  
疑を行うこととなっておりますので、よろし  
くお願いします。

それでは、通告順に発言を許します。

村田興亞議員。

○村田興亞議員 それでは、村田興亞、総括  
質疑を通告に基づいていたします。

21年度の6つの行政施策について。

健康でいきいきと暮らせるまちづくりの子  
育て支援事業、障害者の相談支援事業、多子  
世帯保育所保育料軽減事業の実績を問う。

豊かな人間性では、学校等の施設の設備、

それから防災、防犯対策事業、ごみの減量化事業の実績。豊かな緑に抱かれたまちづくりでは、集落営農の組織化推進事業の成果。美しい景観の機能性のまちづくりについては、生活道路あるいは幹線道路の整備、総合公園の整備の実績。自治と連携のまちづくりでは、住民参加、協働の推進の実績と成果を問うと。

次にです、一般会計の歳入において滞納額が3億1,900万円で、不景気によるそういう難しさもあるわけですが、税の公平、適正のために、さらに収税管理室の強化の取り組みが必要と思うがいかがか。

19年度より導入している行政評価制度は、21年度は進捗していないと監査の指摘もあるが、本制度を積極的に活用すべきと思うが、いかがであるか。

歳出予算の不用率は、前年度比0.8ポイントアップして3.3%とある。不用額の多いものについて、その原因について分析し、より効果的予算の編成等、工夫すべきと思うが、いかがか。

次に、国民健康保険税については、調定額に対して収入率が74.5%で、前年度比1.6ポイント下降していると。景気の動向や就職難、また後期高齢者医療制度等の移行にも影響はあると思うんですけど、この対策についてはどうなのか。

水道事業会計決算では、資金運用について8億円の運用で、今年度は4億円、最近1億円の定期預金を行ったと伺っておりますけど、あと有価証券となっているが、ユーロ債について現在の金額、運用実績について問う。

この問題については、朝来市で象徴的なケースが新聞でも報道等されましたけど、条件によっては30年間の長期間ゼロ金利で塩漬けになるおそれもあるわけです。円高の現在生じる事態の重さを厳しく受けとめる必要があると思うが、いかがか。

最後に、健全化判断比率の状況の中で将来負担率は120%となっているが、今回検討中

の庁舎用地、また役場庁舎の建設と、これからあるわけですけど、財政的な裏づけが必要であり、その考え方を問う。

大型投資事業も現段階で償還実績を問う。

また、将来負担比率のバランスも考慮して検討も必要と思うが、いかがか。

以上について質問いたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。

まず第1点、健康でいきいきと暮らせるまちづくりについて、子育て支援事業、学童保育、また多子世帯幼稚園保育料の軽減、幼稚園の預かり保育等のご質問でございますが、現在教育委員会では子育て支援事業といたしまして主に共働きの家庭を対象に学童保育園を実施し、そして安心して子供を育てられるよう支援を行っておるところでございます。

平成21年度の実績につきましては、全学童保育園で年間3,207人の児童を保育し、月平均に戻しますと約267人となっておるところでございます。校区别におきましては龍田校区が約13人、斑鳩校区49人、太田校区112人、石海校区93人、このような数字になっておるところでございます。今後も待機児童を出さないように留守家庭児童の保護者が安心して子供を育てられるよう支援の継続に取り組んでいきたいと、このように考えるところでございまして、また反面、施設整備の面におきましては、太田校区学童保育園の児童増加に伴いまして既設の2教室に新たに1教室を増築いたしまして、平成22年3月に完成したところでございます。これによりまして、平成22年度より学童保育園は太田校区3教室、石海校区2教室、龍田、斑鳩校区はそれぞれ1教室というところで7教室での実施をいたしておるところでございます。

次に、幼稚園の預かり保育でございますが、通常の保育時間終了後及び長期休業期間中に希望者を対象に実施しておるところでございます。平成21年度の利用者は延べ人数で龍田幼稚園が90名、斑鳩幼稚園が332名、

太田幼稚園が479名、石海幼稚園が340名の合計1,241名でございました。今後もそうした子育て支援事業の一環として継続して取り組んでいきたいとこのように考えます。

また、多子世帯幼稚園保育料軽減事業につきましては、平成21年度の該当園児は龍田幼稚園には3名、斑鳩幼稚園に1名、太田幼稚園10名、石海幼稚園2名の合計16名でございます。保育料の軽減額は月額500円、年額で6,000円となり、総額では9万6,000円という実績になっております。

次に、子育て支援事業、障害者相談事業、多子世帯保育所保育料軽減事業の実績についてでございますが、将来の日本の社会を担う子供たちの健やかな成長、そうしたものは国民の願いであり、子育て支援施策は重要であると考えているところでございまして、本町におきましては子育て支援施策としまして、子育て学習センターと児童館、この2カ所がでございます。子育て学習センターののびすくにつきましては、子育ての親子の交流、また子育て相談等の活動を通して子供の健やかな育成、親の子育て力の向上を図る施設として多くの方々に利用されているところでございます。

この施設で取り組む事業につきましては、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て情報の提供等でございます。平成21年度におきましては、子育てグループ5グループ、親の会2グループ、そうしたグループが年間を通して情操をはぐくむための行事を開催いたしております。子育て親子の交流、親子の触れ合いの機会を提供、また家庭児童相談員を子育て学習センターに配置し、子供のさまざまな相談を受け付けており、保護者の子育ての悩みや不安の解消に役立っているものと考えております。

児童館は、児童に健全な遊びを与えて健康の増進を図り、情操を豊かにすること、また健全な遊びを通して児童の集団的及び個別的指導による児童の教育向上を職務といたして

おるところでございます。特に昨今の親が子供の育児等々を放棄するというような痛ましい事案等が発生いたしております。そうした面におきましては、この両施設とも触れ合い、また相談、事業等々を通して重要な位置づけがなされておると、このように考えるところでございます。年間約2万人が利用いたしております、幼児向けの行事には多くの親子が参加され、交流も深めておるところでございます。その中で母親クラブが結成され、いろいろな活動を通じて連携をとり、子供の健全育成の施設として利用されているところでございます。子育てに携わる多くの方々が積極的に子育て事業に参加され、親子の交流、触れ合いを通して子育ての悩み、不安の解消の場として利用されているところでございます。やはりこうしたところは若い世代の保護者の皆さん方にはどんどんご利用を願い、そうした不安の解消に努めていただきたいという思いでございます。

次に、障害者相談支援事業でございますが、地域の中で自立した生活を営むために必要な情報を提供するため、21年度から実施をいたしております。障害者自立支援法では相談支援事業は市町村の必須事業でございまして、今私どもは愛心福祉会に委託をいたしております、専門職員1名を派遣していただいております、21年度は毎月2回実施いたしましたところでございます。在宅サービスに関する相談、障害者、障害児の将来についてなど、17件の相談があったところでございます。やはり悩みは早く解消していただくために、こうしたところも利用の効果があるのではないかなと、このように考えております。

次に、多子世帯保育所保育料軽減事業についてでございますが、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、3人以上の児童を育てている世帯に対し、第3子以降が保育所を利用する場合の保育料の一部を軽減することにより、子育てをしやすい環境づくりを推進することを目的に実施いたしております。平成21年度の対象児童数は22名でござ

いまして、軽減額は79万7,830円でございます。こうしたところ、今やはり少子・高齢化等々が叫ばれる中で多子世帯の皆さんにはこうした制度を利用していただければなという思いでございます。

続きまして、行政施策についてでございますが、豊かな人間性と創造性をはぐくむまちづくりについて、教育施設等の整備でございますが、主な学校施設等の整備事業の取り組みでございますが、児童の安心・安全を確保するために龍田小学校舎の耐震補強工事、また省エネ地球温暖化対策として、同じく龍田小学校太陽光発電設備設置工事、教室不足の解消を図るための太田小学校舎の増築工事、地上デジタル放送受信対応設備工事、これは4校すべてに実施をいたしております。良好な学校教育環境の整備に努めたところでございまして、今後も引き続き学校教育施設の耐震化整備を中心に年次計画を立てまして取り組んでいきたいと、このように考えております。

学校給食共同調理センターの施設改善の取り組みについてでございますが、給食センター電気配線取りかえ工事、床改修工事を実施いたし、施設の保全を維持し、食の安全・安心な給食提供に努めたところでございます。やはりこうした時代、財政状況厳しい中での対応でございまして、私自身、改築等を進めたいなという思いでございましたが、そうした対応によりまして延命を図っていききたいと、このように考えております。

次に、防災事業の実績等についてでございますが、もう既にご高承のとおり、防災事業の実績としましては、10月25日、町民グラウンドにおきまして関係機関や自主防災組織など、721名の参加のもと防災訓練を実施し、防災体制の強化を図ったところでございます。やはりあの未曾有の阪神・淡路大震災等々が経年経過する中でやはり住民の意識の低下というのは否めない事実ではないかと、このように思う中で、やはりこうした訓練等々は毎年積み重ねていきたいと、このよ

うに思います。

また、昨年の兵庫北西部の宍粟市、また佐用町のあした大きな水害も発生いたしております。やはり我々こうした訓練でいざというときに自分の身は自分で、地域は地域でというようなそうした取り組みはぜひやっていきたいと、このように思っております。

また、1月17日の阪神・淡路大震災の発生日時におきましては、この午前5時46分、職員の参集訓練を実施いたしました。これは事前連絡はせずに管理職が電話でもって招集をかけ、何時に対策本部へ集合したかというような記録等々もとりまして今後の参考にしていきたいと。また、一般職の皆さんはその集合した管理職から伝達訓練といたしまして、各家庭のほうに連絡し、自宅待機を命じたところでございます。ちなみに、平均参集時間は約9分所要いたしております。だんだん希薄になるその対応につきましては、こうした訓練でもって対応をしていきたいと、このように考えております。

次に、防犯対策事業の実施でございますが、防犯対策事業といたしましては、職員の青色回転灯による防犯パトロールの実施、防犯推進委員によります毎月の防犯パトロール、また防犯キャンペーンの実施、啓発活動として「防犯たいし」の発行を行っておるところでございます。昨年度はやはり糸井・矢田部地区であした子供さんが被害に遭われる事件もございまして、従前は3台の青色パトを配置いたしておりましたんですが、今現在10台に増やしまして、またその青パトに乗る職員等々は講習を受けて資格といいますか、そうしたものを取得しないとイケませんので、その対応もあの事件以来、すぐにたつの警察にお願いいたしまして、この役場でもって講習会をしていただき、そうした防犯パトロール車に乗る資格を取得したところでございます。

また、自治会において結成されておりますまちづくり防犯グループ、今現在47自治会で取り組みをしていただいておりますのでござ

いまして、児童の下校時の見守り活動、また夜間防犯パトロール等を実施していただいております。犯罪抑止の対策として防犯灯の設置及び自治会の設置に対する補助等を実施いたしております。犯罪が起りにくい環境づくり、まちづくりに努めていきたいと、このように考えておりますが、そうした中、これは余りうれしいことではございませんが、22年1月から1年間、地域安全まちづくりモデル地区に太子町が指定されておまして、1月27日に住民大会を開催いたしたところでございます。やはり犯罪、また事故等、少しでも減らしていこうという取り組みでございまして、住民、たつの警察、行政が協働して犯罪抑止の活動を実施しているところでございます。

次に、ごみの減量化事業の実績等についてでございますが、今この太子町におけるごみの総排出量は、平成18年度1万1,297トンでピークにいたしまして景気の不況等々を反映していると思うんですが、今現在減少傾向にあるところでございます。普通ごみの減量は、揖龍クリーンセンターが調査した結果、普通ごみに約30%の資源ごみが混入しており、また生ごみにつきましては約20%の余分な水分が含まれているという調査結果が出ているところでございます。そうした結果を踏まえまして、普通ごみの分別の徹底と生ごみの水切り等を実施していただくため、各戸回覧等により啓発し、ごみの減量化に取り組んでいるところでございます。

生ごみの減量の取り組みといたしましては、ダンボールコンポストによる堆肥化を実施いたしております。一般募集した30名に体験をしていただきまして、その結果、平均約60キロの生ごみが堆肥化できるとともに、約40%の方が継続して実施したいとの回答を得ておるところでございまして、平成22年度も継続して実施している現状でございます。この堆肥化につきましても、そうした場所を持っていらっしゃる家庭はいいんですが、若干場所がないというような方には難しいのでは

ないかなというところでございますが、そうした事業に今後も継続して取り組んでいきたいと、このように考えます。

一方、資源ごみの集団回収に対しましては、奨励金を設け、ごみの削減とリサイクルの推進に努めているところでございまして、二酸化炭素の抑制とごみの減量化を目指してレジ袋の削減と廃てんぷら油の回収を実施している現状でございまして、レジ袋の削減の取り組みといたしましては、マックスバリュ、カワベ、マルアイの各事業所、そして21年4月1日より無料配布中止を実施いたしまして、11月からはレジ袋の配布の削減協力を、ザグザグ、ウエルシア、アグロ等でも実施していただいております。平成21年度は452万2,430枚が削減できたというところでございます。

一方、廃てんぷら油、廃油の回収の取り組みでございまして、今現在婦人会を中心に15自治会で実施していただいております。この事業もやはり地域ではそうした再利用というようなところにも興味を持っていただきまして増えている現状でございまして、これからは生活環境課を中心に自治会でのこうした事業への取り組みをもっと増やしていきたいなという思いでございます。

次に、集落営農の組織化推進事業の成果でございまして、集落営農の組織化につきましては、現在原、岩見構下、上太田の3つの営農組合がございまして、特に上太田集落につきましては、平成20年度に発足したばかりでございまして、段階的に稲作による集落営農の組織化を図っております。これは圃場整備の実施に向けて集落営農に取り組むため、集落説明会を実施、そして営農組合長と連携を図り、集落全体の組織化に向けて今現在も取り組んでいただいております。また、岩見構下集落につきましては、従来から小麦による集落営農に取り組んでいましたが、水稻も含めた集落営農を役員と検討中でございます。また、新規に平成21年度で阿曾

集落において国庫補助事業を活用しての段階的基盤整備事業を実施いたし、圃場整備と営農組織の発足に向けて検討会を開催いただいております。今後も兵庫県及び県の農業会議や龍野農業改良普及センター等と協力し合い、会議や集落座談会等の啓発活動を一層促進し、組織の強化に努めてまいりたいと、このように考えるところでございます。

次に、生活道路整備についてでございますが、道路交通上支障を来しておりました道路形態の改善のために隅切りの拡張を1件、これは下阿曾地先でございまして、施工いたしましたところでございます。

また、幹線道路整備につきましては、都市計画道路揖保線の工事延長923メートルの主要な構造物等、土工、擁壁工、側溝工、横断函渠工事の施工を行ったところでございます。この事業の揖保線につきましても、平成23年4月の供用開始に向けて取り組みをさせていただきたいと、このように思っております。また、その揖保線の取り合い工事は、舗装工を除く構造物の施工をいたしました。

また、沖代線の歩道設置外工事約155メートルの延長でございしますが、施工したところでございます。この沖代線につきましても、平成23年度までにアグロまでを完成させたいなという思いでございます。

次に、総合公園の整備についてでございますが、当年度では山林1筆、2,796.87平方メートルの買収を行ったところでございます。あと、残っておりますのが21筆、1万2,841平方メートル、そしてその中に畑1筆、185.3平米、それから山林が20筆、1万2,656.40平米が残っております。これは補助等の関係上できる範囲で用地買収に取り組んでいきたいと、このように考えるところでございます。

次に、自治と連携のまちづくりについてでございますが、住民参加、また協働の推進の実績という件でのお問い合わせでございますが、住民参加、協働の推進の取り組みとしまして、

住民の意見を政策に反映するため、まちづくりの集いの実施、また出前講座の開催、各種審議会の委員としての公募、パブリックコメント制度による住民の意見聴取など、多様な住民参加の機会を図り、問題を共有し、政策形成に生かしておるところでございます。今後におきましても、パブリックコメント制度やホームページの活用を一層図るとともに、

「広報たいし」の内容を高める等、相対的な広報広聴機能の充実を図り、住民参加の機会の一層の拡充を図ってまいりたいと、このように考えております。ちなみに、まちづくりの集いは、これは年1回開催したところでございますが、出前講座につきましては40回を開催いたしておりまして、それぞれの地域に出向いて皆さんとの話し合いをさせていただいております。

また、パブリックコメントにつきましては、当年度におきましては総合計画、それと都市計画マスタープランの2件についてパブリックコメントに付したところでございますが、その中で総合計画では2件についてのご提案等々がございました。やはりこうしたところ、取り入れるべきものは今後もどんどん取り入れていきたいと、このように考えております。

また、その中でやはり住民参加の機会等々の拡充というところでは、協働による主な事業につきましては地域におけるごみの分別収集、また地域による防災防犯活動、自主防災組織等による防災活動、子育て支援センターのびすくにおける子育てボランティアの活動や地域住民による除草作業等を考え、また各審議会における公募委員の参加、災害時等による要援護者の支援体制の確立、こうしたものはどんどん取り組んでいかなければいけないと、このように考えておるところでございます。

続きまして、一般会計の歳入において滞納額3億1,900万円等々のご質問でございますが、滞納繰越分につきましては収税管理室において特に高額滞納者の徴収強化を進めてお

るところでございますが、既に不動産を競売されて破産しているケースも数多く、また分納誓約で納付を求めています、高額なものはなかなか滞納額が減少しないのが実態でございます。引き続き、財産調査を進め、また分納誓約を履行しない等の悪質な滞納者については、滞納処分を明確に実施していきたいと、このように思っております。ちなみに、昨年度の破産者は12名太子町で出ているところでございます。

また、昨年12月に初めて太子町ではインターネットによる公売を実施いたしました。本年5月と6月にも実施したことや、国税徴収法に基づく強制搜索も2件行ったところでございます。収税管理室においては、滞納処分の手法を含め、着実にそのノウハウを蓄積しているところでございます。このような滞納処分を実施することによりまして、町が滞納整理に積極的に取り組んでいるというアナウンス効果による自主的な納税促進を期待いたしておるところでございます。ちなみに納付誓約は916名と交わしているところでございます。

次に、行政評価についてでございますが、19年度より導入しているこの評価制度、21年度は進捗してないと監査の指摘もあるが、本制度を積極的に活用すべきというご質問でございますが、以前試行的に平成19年度事務事業を対象とした行政評価を行いました。その後は、試行結果の整理、課題抽出を行うとともに、第5次総合計画と連動した行政評価とするため、新総合計画の策定経過と歩調を合わせ行政評価の制度設計を進めてまいったところでございます。議員が指摘されております行政評価、行政施策の妥当性や有効性、効率性を確認するのに有効な手段でございます。本町におきましても積極的に活用したいと考えているところでございます。今年度より第5次総合計画の施策体系に沿った事務事業評価を実施いたします。評価結果は総合計画の進捗管理、事務事業の見直しのための基礎資料として活用するとともに、評価結果を

次年度以降の実施計画に反映させていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、不用額の関係でございますが、不用額が3.3%、前年対比0.8%アップという中でのお問い合わせでございますが、不用額が3.3%ということでございますが、前年度より率が上がったということに對しましては、私自身はこれは逆に喜ばしいことであると、このようにとらえておるところでございます。予算査定時はもちろんのこと、日常的に無駄の徹底的な排除、職員の創意工夫によります節減を指示しておりますので、不用額はある意味それぞれの担当職員の努力のたまものであると。また、財政当局からは不用額ができるだけ出るように、逆に指示いたしておるところでございます。また、一般的に投資的事業が多い予算、また補正予算のできない前年度からの繰越予算の多い年度の予算は、不用額が多くなる傾向にございます。不用額は実質収支額に含まれ、翌年度には繰越金となって後年度の財源となりますことから、今後においても不用額に對しましては同じ考え方で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

歳出予算についてでございますが、これにつきましてはいろいろと学校教育施設、また特に工事関係ですね、そうした関係で発生いたしておるところでございますが、やはり少しでもそうした財源が残っていくことは考え合わせなければいけないと、このように考えております。

次に、健康保険税の滞納についてでございますが、やはり国民健康保険税のみが滞納、残っているという方は極めて少ないと。他の町税と重なって滞納されている方が圧倒的に多くございます。ご指摘のとおり、こうした現状の景気動向、また就職難の状況が続く中、低所得者が増加し、いずれかの税が滞りますと、他の税目も同時に滞納となってしまうという傾向にございます。本来であれば、分納誓約を交わすときに町税、国保税、別々

に金額を決めるところでございますが、分納誓約の金額が納付納税能力を上回っておりまして、継続して納付を履行する可能性が低くありますので、現在は町税と国民健康保険税それぞれの滞納額にかかわらず納税能力に合わせて収納いたしておるところでございます。今後は、分納誓約者には納付状況の管理を強化いたしますとともに、新たに納付相談を行うときには分納金の金額の精査を十分行うことで収納率を高めたいと、このように考えるところでございます。

次に、水道事業会計の件でございますが、この中ではユーロ債の件に触れていただいております。現在のユーロ債の金額、運用実績についてでございますが、額面は1億円でございます。運用実績は毎年4月、10月に利払いがございまして、20年4月から22年4月までの運用益は合計約900万円でございます。やはり利率にいたしますと有利でございますが、こうして円高が進んでいきますと、なかなか厳しいものがあると思いますが、こうした利率につきましては相当のいい条件であると、このように考えております。運用実績でございますが、約900万円というところでございますが、やはり相当ウエートは高いなという思いでございます。しかし、今後の円高状況等々は慎重に見定めていかなければいけないなど、このように考えております。

この件でございますが、利息総額が2,200万円受領した時点で償還となりますことから、残額1,300万円でございます。現在の換算為替レートから試算いたしますと、約10年で償還になる予定と推察されるところでございます。また、災害など緊急時に必要となる内部留保金の約1割を資金運用に充てているところでございます。この件、慎重に見守っていききたいと、このように考えるところでございます。

最後に、庁舎用地、建設費等の財政的な裏づけについての問いでございますが、財政健全化法の施行に伴い、地方公共団体の実質的な財政状況が全国レベルで比較できるように

なり、住民の関心も高まってきております。しかしながら、数字をよくするために行政運営を行っているのではないことも事実でございます。本旨は住民福祉の向上でございます。多額の地方債を抱えている下水道事業もしっかりございまして、現在の主要施策となっている学校校舎等の耐震強化も必要な投資事業でございます。庁舎の問題もそういった中の一つとして私はとらえているところでございます。大型事業をする場合に、地方債の償還額や基金残高を勘案して実施できる時期を見定めて取り組むのは当然のことございまして、本町においてはその時期が平成24年度から25年度にかけてということで公債費や一部事務組合負担金が大きく減少していく時期としてとらえておるところでございます。現段階で申し上げますと、文化会館、元金約1億5,000万円、これは平成25年度で償還でございます。保健福祉会館、元金が約5,000万円、これは平成28年度、建設当初のエコロ、揖龍保健衛生の事務組合でございますが、元金が約2億円、平成23年度まで償還と。火葬場が約4,000万円、平成29年度までの償還。このような大型投資の償還期間が順次終了していくということから、庁舎用地を取得し、今後到新庁舎建設という運びになったといたしましても、財政面では現状の水準で推移するものと考えているところでございます。ただ、一時的に上昇する指標は、ご指摘の将来負担比率でございまして、地方債等の残高が唐突に大きくなることから、建設年がピーク値になると、このように考えております。この将来負担比率は、後年度に徐々に下げていく予定にいたしておるところでございますので、何とぞご理解を賜りたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 村田興亜議員。

○村田興亜議員 町長より詳細に答弁いただきました。ありがとうございます。

特に庁舎用地につきましては、これから大変だと思いますが、今いろいろ検討されて

いることを十分精査し、前向きに進められるよう要望しまして、私の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で村田興亞議員の総括質疑は終わりました。

次、服部千秋議員。

**○服部千秋議員** それでは、通告に基づきまして決算に当たって総括として幾つか伺います。

1、1年間で予定どおりいかなかった事務事業には何があるか。その理由をお尋ねいたします。

これは何度途中で中止したものや100やろうとしていて70あるいは60、80といったふうにしかできなかったものなどを含んでお答えいただきたいと思います。これは繰越明許で上げていただいたものを聞いているのではありませんので、それ以外でお答えをお願いいたします。

2、今回の決算を踏まえて今後民間委託をしようとする事業は何か。その理由は。

以前、民間委託を検討していた事務事業の中で町運営が妥当と判断したものは何か。なぜそう判断したか。これについてまとめて聞いておきたいと思います。

3、ごみ減少化の推進の手法と対策についてどう臨んできたか。今後、どう臨んでいこうとしているか。

4、住民参画、協働の推進をどう行ったか。成果を伺います。

5、「広報たいし」や町のホームページ等で住民に種々のサービス内容を知らせていますが、情報を住民が得ておられるかどうかを心配に思う場合があります。情報を得ておられないがゆえに得られるはずのサービスを、特に福祉など、得ないままの方がおられるのではないかと心配に思っております。方策はあるかどうかお伺いします。

**○議長（佐野芳彦）** 町長。

**○町長（首藤正弘）** お答えいたします。

第1点目、1年間で予定どおりいかなかった事務事業という点でございますが、私は

全体を通して見てみますと、おおむね予定どおりいったんではないかなと、このように考えるところでございますが、町民課関係で、特定健康診査等の実施でございますが、計画では21年度の目標値、特定健診が30.9%、特定保健指導で41.3%でございますが、実績では特定健診が21.8%、特定保健指導では70.3%、こうした結果になっております。特定保健指導につきましては、目標値を大きくクリアいたしておりますが、特定健診の受診率については30.9%が21.8%でございますので、大きく下回ったというところでございます。日程の面等々につきましても土曜、日曜にも実施し、また11月末にも検診日を設定してがん検診も同時に実施する等々、利用しやすい環境に努めたところでございますが、結果といたしましては受診者数は一定数になりましたが、対象者数も増えたために受診率の改善にはつながらなかったというところでございまして、平成22年、本年8月末受診者対策事業として実施いたしました電話勧奨に対する回答では、特定健診の受診率が伸びない要因として過半数の方が生活習慣病で医療機関を受診されており、その医療機関で既に検査をお受けになっておられる方が多いでございます。町の実施する検診を受けられないということがそうしたところで判明いたしました。今後は、従前から実施しております住民による個別勧奨通知、また電話勧奨とともに医療機関で定期的に検査されている方の1回分を特定健診として受診していただけるよう医師会にも協力をお願いし、受診率の向上になお一層努めていきたいなと、このように思うところでございます。

また、教育委員会事業につきましては、今議会に報告いたしました教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告におきまして、学校教育の充実、社会教育の充実の各事業項目で成果、課題を記載し、また報告いたしましたところでございます。学校教育の充実に関する項目では37の事業についての事業内容、実施状況及び成果と課題を検証し

たところでございますが、外部評価員により各学校園の特色を生かしながら目標や課題を共有して互いに連携することで全体の財産として活用していくように意見をいただけてきました。

また、社会教育の充実に関する項目では、35の事業について検証し、外部評価員からさまざまな学習機会の提供と自発的な学習活動への支援の充実を図るよう意見をいただいたところでございます。今後とも学校教育、社会教育等の現場において創意工夫を重ね、学校、家庭、地域が協力してよりよい教育行政の実現に努めていきたいと、このように考えるところでございます。

また、学校施設等々の耐震補強につきましても、計画に沿って、今確実に遂行できているところでございます。

次に、指定管理者制度等々の問題でございますが、指定管理者制度の活用、また民間委託の推進につきましては分権型社会において行政改革の大きな取り組み事業でございます。民間委託は限られた財源が最も有効に活用されるよう民間の活力によるより安価でよりよいサービスの提供を受けるものであり、公共性の確保、サービスの向上に留意し常に検討していく課題であろうと、このように考えます。現在、重点的に取り組んでおりますのは、行政改革大綱及び実施計画でも示しておりますが、社会教育施設等の民間委託でございます。社会教育審議会等の意見も踏まえまして今年度中に結論を出すべく検討を進めておるところでございます。それ以外の民間委託につきましても、費用対効果、公共性、法令等の制限等々を判断し、随時進めてまいりたいなど、このように思っております。昨今、つい最近加西市で行われようといったしております市役所の業務の包括委託が話題となっておりますが、反面、問題も数多くあらうと、このように思います。そうした動向も十分注視しながら考えさせていただきたいと、このように思っております。

また、今申し上げました社会教育施設の中

で、歴史資料館の管理運営のあり方について住民サービスの向上並びに経費の節減を図るため、指定管理者制度の導入を検討してきているところでございますが、社会教育審議会に諮問をしてきたところでございますが、今のところ直営が適当という答申をいただいております。歴史資料館といたしましても、その専門性、社会的な役割等々を考えてみますと、指定管理者制度を導入するメリットが少ないのではないかとこのところ、そうした審議会の答申に基づいて町直営の方向でさらに検討をしていきたいと、このように考えております。各公民館の管理運営、町民体育館の管理運営、図書館の管理運営、文化会館の運営、同様でございますが、こうしたところ、やはりいろいろな先進地もあらうと思えます。そうしたところの調査研究等も行いまして、今後の運営方針の検討を重ねていきたいと、このように考えます。

次に、ごみの減量化の推進の手法と対策についてどう臨んできたかというお問い合わせでございますが、太子町におけるごみの総排出量、平成18年度1万1,297トン进行ピークにいたしまして景気の不況等々を反映して減少傾向にございます。ごみ全体に対する普通ごみの割合、平成12年度は74.6%でございましたが、平成21年度では84.8%、増加傾向にございます。普通ごみの減量をセンターに問い合わせますと、先ほどにもお答えいたしました、約30%の資源ごみが含まれ、また生ごみには20%の余分な水分が含まれているという結果が出ております。こうした結果を踏まえましてごみ減量化の手法といたしまして、普通ごみの分別の徹底、生ごみの水切り徹底を町民の皆さんに協力していただき、各家庭から出る段階で資源ごみと水分の削減が不可欠と、このように考えており、これからもそうした取り組みを徹底して協力を求めていると、このように思います。

また、先ほどの議員さんにもご答弁申し上げましたように、反面、ダンボールコンポストによる生ごみの堆肥化、またレジ袋の削

減、そして廃てんぷら油の回収等にも努めていきたいと、このように考えるところでございます。そうした取り組みにおきましても、やはり啓発が欠かせない事業であろうと、このように思いますが、反面ダンボールコンポスト等々によります堆肥化、こうしたものは各自治会へ出向きまして協力、推進に努めていかなければいけないと、こういう思いでございます。

また、これはこの年度、22年度からでございますが、大型粗大ごみの回収の日に資源ごみを出さない取り組みを今斑鳩校区で試行させていただいております。資源ごみを自治会の資源回収に出していただくこと等によりましてリサイクルが推進され、反面、自治会の収入になるということもでございます。資源ごみを回収する費用が削減されることにつながってきますので、こうした取り組みを町全体に広げていきたいなという思いでございます。

次に、住民参画、協働の推進をどう行ったかという点でございますが、住民参画、協働の推進としましてまちづくりの集いの実施、公募による各種審議会の委員としての参加機会の創設、パブリックコメント制度による住民の意見聴取の手法の導入や協働を進めるためには不可欠な情報公開制度の導入による住民との情報の共有化のための制度の制定など、多様な住民参加の機会を図り、課題を共有し、政策形成に生かしておるところでございます。まちづくりにかかわる情報につきまして、住民参画、協働を有効に推進するため重要な要素でございます。行政情報を手に入れやすい環境を整備するとともに、だれもが入手できることが必要であると、このように考えております。今後におきましても、パブリックコメント制度やホームページの活用を一層図るとともに、「広報たいし」の内容を高めるなど、相対的な広報広聴機能の充実を図り、住民参加の機会の一層の拡充を図っていききたいと、このように考えております。

また、「広報たいし」や町のホームページ

等で住民に種々のサービス内容をお知らせしておりますが、住民がこうしたものを本当に受けとめてくださっているかどうか心配だということもおっしゃっております。いろいろなサービス事業、特に福祉、そうしたものが得ないままの方がおられるのではないかとこの点をご心配していただいておりますが、広報紙やホームページにつきましては一般的に住民に広く周知を図ることを目的として、イベント情報やお知らせなどについての掲載を行い、最新の情報を住民に提供をするように努めておるところでございます。福祉、医療など、特定の対象者に係る事業につきましては、直接個人への通知を行い情報提供を行っているところでございます。「広報たいし」や町のホームページのあり方につきましては、今後においても伝えるだけでなく伝わるようなわかりやすい広報づくりに努め、またその中に意見等をお聞きしながら住民サービスの向上を図っていききたいと、このように考えるところでございます。今どういう方法でやればいいのかという、またこれなかなか難しい問題でございますので、そこらも我々いろいろなところのよい情報等を収集しながら取り組みをしていきたいと、このように考えます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 1点目の特定健診ですが、本当に今言われたように、このカウントするときのそういう実態がありますので、今言われた医師会と相談して会社などで受けられるものがカウントできるようにと言われましたが、そういったものが本当にもしできればいいなと思いますので、頑張ってくださいようお願いをしておきます。

2点目ですが、今答弁されたのを聞いておりますと、図書館等、まだ町で最終的にもうやるというふうに決まってしまったのではないという言い方でしょうか、今の答弁の言い方は、今後も審議会で出たものをもとにするなどして今後も検討するみたいなふうに聞き

取れたんですが、最終的にもう結論を出されているのではないのでしょうか。その点を確認をさせていただきたいと思います。

3点目のごみについてですが、私も自分の自治会の懇親会の席であるときに、ごみ分別していただいたら町民の皆さんの負担が減っていくことになりますので分別よろしくというようなことも言ったことあるんですが、そういったことを、そういう情報は発信されているんですが、もっと住民の皆様は協力をしていただきたいというような働きかけをもっとしていただけたらうれしいと、私は思っております。この点についてご意見があったらいただきたいと思います。

それから、4点目なんです、この参画と協働ということについて、特定の方に参加されている何々の集いとか、例えばホームページを見ていただいてインターネットで意見をいただくとかということなかなか特定の人になる可能性がありますので、いろんな方々に参画、協働していただけるように持っていくように今後考えていただきたいなと思っています。

それから、5点目の「広報たいし」ですが、この配りものについては、これまでも議員がいろいろと意見を言ってきているんですが、その上でもこの6月でしたけど、ある自治会の方から自分とこの自治会は自治会に入らなければ配ってくれんって言いよるんやけど、服部さん、そうなっとなかいね、どないなっとなかいねというて問い合わせをわざわざいただきました。いや、そうでなく、皆さんに配っていただくように町当局は私たちの前で答えているし、そういうふうになっておりますよということはお答えしたんですが、そういう配ってもらえないということについての苦情もありました。ですので、住民の皆様は情報が伝わるようお願いをしておきたいと思います。

以上、述べたことについて何かありましたらお願いします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） まず第1点目の民間委託の関係ですね、2番の。この件につきまして、一応社会教育の審議会の中で妥当という判断、また直営が望ましいが、必ずしも直営を必要としないというような答申を受けているところもございます。やはりある一面、職員が直接利用者にかかわり、親しくいろいろな面で指導等ができればベターな面もあると思います。そうした二手に分かれた答申がなされておりますので、そこらは慎重に今後も対応をしていきたいと、このように考えるところでございます。

それから、ごみの減量化についてでございますが、この件につきましても、分別収集等、朝早くから職員が出向いてその集積場を回ったこともございます。私も自治会のほうで分別の日にはそこへ行かせていただいてありますが、やはり最近だんだん分別が進んでいき出したなという反面、我々はその分別の場所といいますか、プラスチックとか、そういうときだけしか見ておりませんので、逆に生ごみを回収される方々はその中にもまだまだ資源物が混入しているのが多いということも言われているのは事実でございます。やはりそうしたところ自治会さん、婦人会さん等々にも協力を得て徹底していきたいと。そして、先ほども申し上げましたが、今までは粗大ごみ、大型ごみとして出た段ボールとか、そういう資源化物が混入して出されておったというようなこともございますので、そうしたところを徹底して分別に進んでいきたいと。これはやはり行政も一緒になって取り組みをさせていただきたいと、このように考えます。

それから、広報の件でございますが、この件は私自身も何をやれば徹底して町民の皆さんにすべてが伝わるかと、私はこれはないと思うんですね、逆に。ある方は町のホームページ等々言われる方もいらっしゃいます。しかし、そのホームページを覗いていただける方が町内に何名いらっしゃるか。すべてでは私はない、これはもうすべてではありません

ん。半数ほどではないかなというところ。やはり今一番徹底するのが「広報たいし」ではないだろうか。これはほとんどの、ほとんどといいますか、99%各家庭に行っておると思いますので、そちらのほうに目を配っていただきたいと、このように考えます。また、その配布等についてもおっしゃいましたが、できるだけ自治会に加入していただいて、そうした触れ合い活動をやっているっていただきたいと、このように私は思うところでございます。片や私は加入しません、片やいろんな利益はこうむりたいというようなこともあらうと思いますが、一緒になって考え合っていて、またその中での意見交換、情報交換等々もしていただき、よい地域づくりにつなげていっていただきたいと、このように考えるところでございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 広報のことについても、自治会に入って一緒に協力してというのは私も意見は同じでございます。それは私もそう思っているのですが、現実的には配ってもらっていない方がおられるので、皆さん町民ですので、申し上げたということであります。

それから、民間委託の件で今二手に分かれてというの、それは私も存じてます。そこ読んでおりますので、この分野についてはこれ、この分野についてはこれと書いてあるわけですが、ですからほなあそこに書いてあるのはもう最終的にこうだということではないのですかということをお先ほどは確認したくて質問させていただいたということです。ですから、あそこにはああ書いてありますけれども、今後それをもとに検討してっていいのですか、それとももうあそこに書いてあるそれぞれのことで最終決定ですかということをお尋ねしましたので、お願いします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この答申関係でございますが、二手あると申し上げました。やはり私は答申は答申として尊重しなければいけない。その反面、こうした分野は再度考えな

ればいけないなというような面については再度諮問するなり、またそういう道を踏んでやっていきたいと。お互い絶対ということはないと思いますので、大きなメリットがあるのであれば、そういう取り組みを臨機応変にやっていきたいと、このように考えるところでございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 もうそろそろ終わりますけれども、ダンボールコンポストの件ですけど、続けたいという人がたしか40%ぐらいでしたかね。私もやりましたので、やりまして、やったんですが、しかし人によってはもう物すごい不満を述べておられた方がおられまして、ごみ、ウジ虫をつくらせとんかみたいなのを言われた人もおられました。それで、確かにあれやると減るのは事実ですし、私も今それを肥料として使わせていただいておりますけれども、できたものを。私の場合はうまくできましたが、ですけどいろんな人がおられたようです。ですから、こういうことをやるときに、もしこれから広めていこうとされるのであれば、十分にその意味、趣旨とかを理解してもらうようにしていかないと、もうかなり不満を述べておられた方もおられたのも事実ですので、その辺十分町民に理解していただいて進めていただくようお願いをしておきます。終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で服部千秋議員の総括質疑は終わりました。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告の順に総括質疑を行います。

最初に、施政方針及び主要施策への取り組みにつきましてであります。施政方針等におきましては、「太子町に生まれ、育ち、住んでいることをだれもが誇れる元気で魅力的なまちづくりを町民の皆様と協働して着実に取り組んでいかなければなりません」と言っているわけでありまして。また、「歳入の的確な確保に努めるとともに、将来の財政負担、投資効果等を十分見きわめ、持続可能な

健全財政の構築に向けて、昨年度にも増して効果性、緊急性の観点から厳しい事務事業選択に取り組み、歳出の抑制と効率化に努めて編成した」と予算編成方針でそれらのことについては述べているわけであります。それぞれの具体的な取り組み経過と今後について説明を求めたい。

それから、格差の拡大、これは今日なお一層ひどくなっているわけでありますが、その貧困率の拡大が福祉、介護、医療、教育等の暮らしに影響を与えておりますし、人権にもかかわることであり、また人間としての尊厳にもかかわることです。これらを支援することが地方自治の本旨であり、また緊急の課題であると考えます。取り組み経過と今後の対応について説明を求めます。

それから、第2の質問は各施策の内容等についてであります。これの施政方針等では「すべての住民が住みなれた地域の中で尊重され、毎日を健康で生きがいを持って暮らしていけるよう保健・福祉・医療の連携を図り、人に優しいまちづくりに努めてまいります」と言ってきました。これについても取り組み等の経過と対応について説明を求めます。

もとより健康を維持し、安心して暮らし、老いられる行政にすることが私は地方自治の本旨であり行政の責務であり責任だろうと、このように考えます。これに対する姿勢と対応についても説明を求めます。

それから、介護保険制度、高齢者医療制度等のあり方についてであります。これまで本席でも、また一般質問等でも再三言っておりますが、地方の意思を明確にして国や県に働きかけていくことが極めて大事であります。その意味からも住民の安全・安心、これを確保するための取り組みとしても大事なことでありますので、この姿勢に立った取り組みを説明を求めます。

それから次に、国保、介護等との関係があるわけでありませうけれども、健康の維持、早期に発見をして早期に治療をすること、ある

いは介護予防対策、また先ほども補正予算のところで言いましたが、人間ドック、75歳以上の人間ドックを含む対策についても、やはり早期発見、早期治療を進める上で極めて大事でありますので、それへの助成、それから特定健診の内容を充実させるっていうことがまた大事だろうと思います。これも言われていることではあります。その取り組みと今後の対応について。

それから、町民検診、特定健診を受けやすくするというのも大事であります。これは先ほどの答弁でも受診率の向上ということで、医療機関でも一定の健診を受けているっていうようなこともあって受診率が全体としてはそう引き上げられていないと、こういうようなことではあります。私は全体としてはそれらをより旺盛にすること、充実させることが一層個人がそれぞれの体を見きわめる、そして早期に対応するというものでは大事なこと、信用もありかかりつけの医師、そういうところできちっとみずからの体の動向をチェックするということは大事だと思います。そういう点でかかりつけ医等の医療機関で健診が受けられるようにすると。これは再三言っていることではあります。なかなか前へ行っていない。しかし、このことが受診率、健診率を高める上では大事だと思いますので、取り組みと対応について説明を求めます。

それから、病気等の予防につきましては、言うまでもなくワクチン等の接種、助成を含みましていち早い対応が不可欠であると思います。最近の報道によりまして、ここでも言いました女性の子宮頸がんの問題も次年度は一つの助成措置が講じられる方向にあるように見受けられます。そのほかのワクチン等につきましても、必要なワクチン投与を行うことが助かる命が助かっていくような形になることは間違いないと思います。それで、全国的にも国やら都道府県の対応を待つまでもなく自治体が先行しているところがあるということ。本席でも子宮頸がんについても言いましたし、それらのことが早い時点で安全性が確認

された段階では適用するということが大事だと思うんですけども、これらの姿勢についても、これまでの取り組みと今後について説明を求めます。

それから、児童福祉の充実につきまして、少子化、子育て支援等では本当に安心して子育てができるように環境条件を整えるということは、保育行政も含めて大事なことであります。その中でも子供の医療費無料化については各自治体でそれぞれ工夫を凝らした取り組みが行われ、無料化の対象年齢が引き上げられていっております。そういう点から、本町におきましてもこれらの取り組みがさらに前進する必要があると思いますので、その説明を求めます。

次に、教育施設の整備についてであります。これについては学校規模の差は非常に深刻な事態で本町でもなっているわけありますから、それらとあわせて大規模校、小規模校の関係を含めても教育に差が生じるようなことが起こっておる。そういう中で教育の機会均等に配慮したような取り組みが一層大事になっていると思います。そういう点から取り組みについて説明を求めます。

また、学校給食のあり方についても、再三言っておりますが、地域で産したお米などが身近なところで供給をされるような給食の実施、それは安全・安心の給食でもあります。そういうのを一層前進させることが給食基本法との関係でも大事であることを言ってきましたけれども、きちっと食育基本法に基づいた取り組みが必要かと思います。また、推進計画を持って臨む中にこれらを位置づけていくことも大事だと思いますが、その取り組みについて説明を求めます。

3番目に、健康、安全・安心の施策等につきまして、特にこの中では安定した生活水の供給等についてお尋ねしたいと思います。水道事業の本旨は、安全・安心、安価な水を安定して供給することにあります。その取り組み姿勢が大事かと思いますので、その点について説明を求めます。

これの方針では、安全で良質な水の供給でございますが、立岡山北配水池は築造から44年が経過してついでというくだりもあるわけありますけれども、やはり安全・安心の水を安定的に安価で供給する使命との兼ね合いで大事かと思いますが、1つは、今後の水の需給予測ですね。その中で大口の東芝の水を使う使わない、帰趨ということを書いておりますけれども、水道事業に大きく影響を与えることは事実であります。そういう点で、東芝の意向、いわゆる需給関係に係る東芝の意向、または東芝の事業の動向、そういうものをとらえて対策が必要かと思います。そういう点での説明を求めます。

それから、まちづくりについてであります。これは学校の規模との絡みはもちろんあるわけあります。人口対策とか地域経済対策が大事であることは本席でも言いました。ただ、これからの地方自治、そういう中では特に地方分権が進んでいく中では自治体と自治体の間の競争が激しくなる。そこで住んでおれば何が満たされるかということも含めて自治体間競争がより一層激しくなると考えます。そういう中で、本町の場合は昔から交通の要衝ということが言われ、また本町でもそれをいい条件というような見方をこれまでしてまいりましたし、この条件を生かすような取り組み、またその中で線引きの見直しを含めた対策が必要だということも、これらの方針の中で私は述べてきましたし、今後この立場で線引き等も含めた見直しで自治体間競争において太子町がより一層周りの皆さんからも本町住民の皆さんからも評価されるような町にしていかなければならないと、そういう点から線引き等についても突っ込んだ形の取り組みが必要かと思います。そういうことにつきまして説明を求めたいと思います。

それから、大事なことは、住民の生命、財産を守るということは基本的には町の、これもまた行政事務、また責任でもあります。そういう点では、汚水対策というのは立てら

れ、机上では計算をされているわけでありませんが、本当にマップも含めて機能するかどうか、机上ではなくて住民とともに考え、また内容を検証していくこと、そして計画から実施に至るまでそれぞれ対策については住民参加で行うべきだと、私は今も思いまして、また今後も大切だと思います。そういう点で経過と対応について説明を求めます。

それから、公園ですね。これは災害の際の緩衝地としても大事でありますし、また高齢者、障害者が外出する際におけるトイレを含むものとしても大事であるということは言うまでもありませんが、今後の整備方針について説明を求めたいと思います。

この中でちょっと通告では触れてませんのでわかりにくかったかも知れませんが、全体として総合公園等都市公園があります。また、都市計画法に基づく帰属公園があります。また、住民の厚意によって借り上げているような公園があります。それらをそれぞれの条件を生かしてより一層公園を整備していくことが大事だと思いますが、その中でも固定資産税とかで借りたりしているところ、古くからそういうこともあります。それらの実態を整理、把握した上で今後の整備方針が必要かと思いますが、その点について説明を求めます。現状と今後ですね。

それから次に、食の安全・安心についてですが、方針では食の安心・安全が大変厳しく問われている中、地産地消の取り組みは生産者と消費者の距離を近づけ、両者の顔が見える関係をつくると、こういうふうになったわけですね。これらのことがどのようにこの方針に沿って具体化され、事務と事業が今後どういうふうに展開をされていくかが問題であります。そういう点で、これも経過と取り組みについて説明を求めます。

4 番目に、今後の財政につきまして、厳しい経済環境下にあることはだれが見ても明らかなわけではありますが、今後の財政見通しについて説明を求めたいと思います。

新年度の国家予算は概算で96兆円とかいろ

いろ言われております。しかし、国家財政も税収はその半分にも満たない。また、地方財政計画も予測は困難であると思いますが、本町も庁舎用地の取得について一応アドバランを上げた以上は、確かな財政見通しを立てなければならないと、このように考えます。今日の時点における財政見通し、基金の残高含めて見通しを説明を求めます。また、対応についても説明を求めます。

それから5 番目に、住民参加の条件の整備、確立について、私はこれは行政を進める上で絶対に大事なことだと思います。当局もその中で何回も言っていることが、「自治と連携による力強いまちづくりをうたい、これからのまちづくりには協働という視点が重要で、情報提供と説明責任を十分に果たし、相互理解とパートナーシップを深め、協働のまちづくりを進めてまいります」と言い、また一方「支え合い共生する住民主体のまちづくりについて、行政サービスに対する住民ニーズが複雑化、多様化する中で、先ほどもありましたが、パブリックコメント、まちづくりの集いの開催、参画機会の一層の活用を図り、ご意見に対し迅速かつ的確に対応しながら課題を共有し、政策形成に生かしていきたい」とも一方で述べております。こういうものがより一層充実されてこそ大事だと思うんです。今のパソコン人口もインターネット人口もまだまだ少ない中でパブリックコメント、しかし一方情報伝達の中では、先ほどありましたような、広報の問題もあります。それらの中でより住民の皆さんから意見を徴するっていうことは大事でありますし、それをまた生かすということをうたってきたわけですから、それに基づいたまちづくりを進める。その確かなものというのは、私はどうしても裏づけはまちづくり条例であったり自治基本条例であると。これをなぜ制定しないのかがなご聞きたいところであります。経過と対応について説明を求めます。

それで一方、議会との関係につきましても、一般質問では北海道の福島町の例を引き

まして、本町の議会基本条例の場合は福島町を参考にさせていただいたと、こういうようなことで、その際にも長と議会はいい政治の競争をするというのが福島町であります。再度言いますが、そういうようなことの中で町ももちろん住民に住民主体の自治をと言います。議会も当然住民主体の自治をと、こういうふうに言っている中でそれぞれ基本条例を定めようとするところが出てきているわけですから、それぞれ相互に尊重し合うという中で、少なくとも福島町のそのままではありまけんけれども、長が進めることに対して議会のほうも善政競争が大事やと私は思います。そういう点から議会の主体性、町の主体性がそれぞれ確保されるということの中でのことなんです、この点について再度町の姿勢を聞きたいと思います。

それから6番目に、行政評価制度についてであります、これは先ほども答弁がございましたけれども、各種の事業や事務の計画を含みます主な事務事業等の評価と再評価、絶対大事やと思うんですね。これも先ほどの答弁では教育委員会の外部評価も評価をされているようでありますけれども、住民参加で実際に自分たちがやってきたことがどうであったか、計画に対してもどうであったか、費用対効果だけではありません。住民が利用したり活用したりする上でどうであったかも必要でありますから、住民参加で細かく評価をして、今後の施策等に生かすという姿勢が欠けたら何にもなりませんので、経過と対応について説明を求めます。

それから、7番目の質問で歳入についてありますが、納税義務者との関係もありますが、その実態を的確に把握をして、収入未済を少なくする、現象というのは違ってたかわかりまへんな、ちょっと済んまへんな、活字が違います。減少というのが少なくということですけど、あらわれてる姿じゃありません。ちょっと私が間違えてました。収入未済の減少、滞納、あるいは不納欠損にならないように対処をするということが極めて肝要な

ことであります。取り組みの経過と対応について説明を求めます。

それから、繰出金につきまして、一般会計の繰出金であります、各会計からいえば繰入金ということになります。その実態等についてであります、特に国保と前処理場はいつも言いますけれども、比較、対照にして発言しておきたいと思いますが、国民健康保険では決算額31億3,600万円余りに対して繰入金は1億6,000万円で、構成比は、構成比というのは全体の会計上の構成比が5.1%です。下水道については、これ全世帯ということもあります。16億7,000万円の決算額に対して7億2,000万円、これは43.1%。前処理場は1億1,817万7,000円の決算額に対して1億円で84.6%が一般会計からの繰り入れやと、こういうような天と地がひっくり返っているような、責任のないようなものに、住民が責任のないものに84.6%で、極めて税が高い国民健康保険の支援等には5.1%やと。こんな実態が行使されることはあってはなりませんので、これらのことについて姿勢と対応を聞きたいと思います。

それから9番目に、負担金等につきまして、各種の負担金等の検証、経過と今後の対応について伺いたいと思いますが、本決算における負担金補助交付金は16億3,348万円ということであります。一般会計の総額が95億5,884万6,000円でありますから、その占める割合は17.1%であります。昨年度14.7%で率にして2.4%増えております。これは要因ももちろんあるわけですが、これらのことについてはそれぞれの目的、効果等を含めて整理をしていくということがこれまでの方針でも確認をされているわけですが、どういうふうに取り組み、今後どうするかということが問われております。その点説明を求めます。

次に、入札契約のあり方につきまして、委託料、工事請負費等については入札契約が伴うものが多いわけですが、透明性、公平性を確保して、公正に執行すること

が求められ、そうすることが肝要であります。ここでも言いますが、条件を付さない一般競争入札への改善、これをやっていない限り何回も言いますし、住民から見ても入札契約について疑問に思うというのは絶えないと思います。そういう点から経過と対応について説明を求めたいと思います。

それから、その入札関係の2点目では、随意契約が特に給食センター問題を含めて乱用されたということをこれまでの議会でも指摘をいたしました。随意契約は競争性と公平性に逆行しますし、一層の改善が私は必要だと思います。そういう点から経過と対応について説明を求めます。

もとより、契約等につきましては、公平、公正、品質の確保、町の経済の活性化等を図るっていう、町政の推進、また公共の調達等が果たす役割と機能を点検、検証して総合的に改善すべきだと、私はそう思いますし、それらの対応について説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。まず第1点目、参画と協働による取り組みとしましては、先ほど来ずっと答弁しておりますように、まちづくりの集いの実施、公募による各種審議会の委員としての参画機会の創設、パブリックコメント制度による住民の意見聴取の方法の導入、また協働するためには不可欠な情報公開制度の導入による住民との情報の共有化のための制度の制定など、多様な住民参加の機会を図り、課題を共有し、政策形成に生かしておるところでございます。今後においてもパブリックコメント制度やホームページの活用を一層図るとともに、「広報たいし」の内容を高めるなど、相対的な広報広聴機能の充実を図り、住民参加の機会の一層の拡充を図ってまいりたいと、このように考えております。そうした中で主な事業は、先ほど申し上げましたごみの問題、防犯の問題、自主防の問題、子育て支援等々の問題、いろいろな問題がございますが、そうしたものに組み込んでいきたいと、このように思い

ます。

続きまして、昨年度以上に効果性、緊急性の観点から事務事業選択に取り組んだ具体策ということでございますが、やはりこの件につきましては予算査定から執行段階に至るまで精査いたしまして、疑義のあるものはその都度所管課と協議し、余分な部分があれば極力無駄を省くような常日ごろからの管理職を通じ職員に徹底するように指示をいたしておるところでございます。

また、平成21年度に当たっては、地域活性化事業に多くの国費が投入されることがわかっておりましたので、緊急性があり、かつ補助対象事業となるものに対しましては優先的に取り組んでいった次第でございます。

格差、また貧困率等々の拡大、またこれらを支援することが地方自治の本旨、そうした取り組みというところでございますが、福祉医療、国民健康保険、後期高齢者医療など、医療に関しては低所得者に対応する施策として所得制限の緩和、負担割合の軽減、保険税の軽減等、さまざまな施策を講じているところでございます。昨今の不況による町民の皆さんの生活を勘案すれば、現状の施策では十分とは言いませんが、国民健康保険税では平成22年度賦課分から非自発的な理由により離職した場合等にあつては、在職中の保険料負担と比較して過重とならない措置を講じておるところでございます。

また、福祉施策の一つとしては、新たに平成22年4月1日からこども医療費助成制度を開始し、精神的、経済的負担の大きい入院医療を対象とする助成を開始しております。

さらに、後期高齢者医療では、平成21年度から低所得者の均等割保険料において8.5割軽減を9割軽減まで引き上げる措置を講じております。福祉の取り組みと経過と課題の中でこうしたのが国民の間にはさまざまな面で格差が広がっており、毎日の生活に困窮されておられる方々を支援する福祉施策が求められております。町財政の健全化を維持し、限られた予算を最大限有効に活用し、住民に理

解され、納得していただける施策を実施するという、こうした認識を持ち予算計上しました事業に真摯に取り組むをしてきたところでございます。

また、民生児童委員の協力を得ながら地域福祉の向上に努めるとともに障害福祉や児童福祉に係る相談事業にも適切に対応してきたところでございます。今後は、事業の成果を見きわめ、必要な事業を取捨選択しながら事業効果のあるものを効率よく実施して、住民の目線に立って、これからの行政事務に取り組んでいきたいと、このように考えております。

また、生活困窮者の方々が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、介護保険事業の一環として75歳以上の介護保険制度の未利用者のすべての方を訪問し、細やかな相談に応じておるところでございます。

また、必要に応じては、各種の支援について、医療、福祉等の関係機関と連携を密にし、細やかな支援に取り組んでおるところでございます。

学校教育の関係でございますが、この学校の現場におきましては準要保護児童・生徒の就学奨励金の支援、それから新入学の児童・生徒学用品費の助成、それから学用品、これは1年から6年生までにつきましても準要保護児童・生徒の就学援助として学用品費の支給をいたしております。また、学校給食費につきましても、これを支援させていただいております。また、就学援助といたしましては、修学旅行費の援助等々も小学生、中学生にわたって対応をさせていただいております。

また、外国人子女の日本語指導事業等につきましては、日本語を理解できないペルー国籍の生徒に対しスペイン語の指導者による母国語での支援も行い、保護者との連絡についてもスムーズに対応できるように取り組んでいるところでございまして、また学童保育につきましても、保護者に負担していただいております保護者負担金について、条例による

免除に係る規定を設けて対応しておるところでございます。生活保護に規定する要保護児童世帯及びそれに準じる準要保護世帯について100%、母子家庭及び兄弟姉妹で同時に入園された場合の2人目以降については、50%を減免するという対応もいたしております。

次に、健康づくりの支援についてでございますが、1番目に保険者として特定健康診査、特定保健指導を実施、その受診率向上についてでございますが、保険者が実施する特定健康診査、特定保健指導の平成21年度の実績としましては、特定健康診査受診率については21.8%と県下で低位となっております。一方、特定保健指導については70.3%、これは成果を上げているところでございます。受診率向上を目指し、広報以外に隣保単位での回覧、またPR用ポスターなど、啓発に努めますとともに、40歳代への郵送による個別勧奨も実施しました。しかし、なかなか功を奏さなかったというところでございます。本年度では、国保連合会の支援を得まして未受診者対策として在宅の保健師のマンパワーを利用した電話による受診勧奨や受けられない理由等の把握のための調査を実施しているところでございまして、また国保加入者の特定健診に係る自己負担金を無料といたしております。今後ともそうしたところに力を入れ、一層受診率の向上に努めていきたいと、このように考えております。

また、近年の重要な課題でございます虐待予防の観点から低出生体重児等、ハイリスク児や養育上支援を必要とする家庭を早期に把握し、適時適切な支援をしていくために医療機関と保健福祉が連携して早期から子育てを支援する体制をとっておるところでございます。今後この体制をさらに充実強化する必要があると考えております。

また、健康を維持し疾病の発生を未然に防ぐには、まず住民一人一人が若いときから自分の健康に関心を持っていただき、自主的かつ継続的に生活習慣の改善に努めることが必

要でございます。そこで、健康講演会や健康相談によります、まず健康づくりの大切さに気づいていただくとともに、健康教室にウォーキング教室の開催など、気軽に健康づくりに取り組める事業を展開するものでございます。さらに、自主的かつ継続的な健康づくりを支援するため、健康増進に関する情報を発信し、そうしたことが必要であると考えております。「広報たいし」の健康ダイアリーもその一環でございますので目を通していただきたいと、このように考えます。

また、この介護保険事業を円滑に推進するための第5次介護保険事業計画策定に向け、国の介護保険制度改正に当たり実態を踏まえて充実した内容のものになるため、厚生労働省では市町を初め関係者の意見を反映させる方策でございますが、通常改正、改定に際しては介護サービス事業所調査などの各種調査が行われるほか、広く利用者、事業者、従業者、従事者、自治体、そうした関係者の意見の募集等も行われておりますので、今後の動向を見ながら制度の発展、充実のために機会あるごとに県、国に、保険者としての考えや思いを伝えていきたいと、このように考えております。

また、後期高齢者制度のあり方でございますが、現在国におきましては専門家による制度改革会議を設けて、平成25年4月、新たな医療保険制度の構築を目指して後期高齢者医療制度の廃止を契機として長年の課題でございました国保の広域化を実現し、国民皆保険の最後のとりでであります国保の安定的かつ持続的な運営を確保すべく検討を進めているところでございます。医療保険制度の根幹にかかわる制度改正は国の施策として行われるものでございまして、全国一律のサービスとして実施されるため、残念ながら町の判断を挟む余地がないわけでございますが、この会議には知事会、市長会、町村会からそれぞれ委員が選任され、地方からの意見が反映されているものと考えます。改革会議を含め国のスケジュールでは、年末までに成案を見て、

来年の通常国会に法案が提出される予定でございます。そうした国会での議論、動向、そうしたものに關心を持って見守っていく中で、我々はやはり町村会を通しまして県、国のほうにもいろいろと要望していきたいなという思いでございます。

次に、本町の健診業務についてでございますが、太子町総合健診、集団を初め、個別健診、レディース検診で特定健診及び各種がん検診等を実施しています。町民一人一人が健康に関心を持ち、自身の生活を見直し、改善して生活習慣予防ができるように取り組んでいるところでございまして、またがん検診については早期発見、早期治療のため、受診率の向上を目指しております。現在、健診体制としましては、総合健診として集団健診と個別健診がございまして、集団健診は土、日曜日の受診日も含め14日間設けております。個別健診はたつの市・揖保郡医師会の協力医療機関43カ所及び姫路市医師会で実施しており、今後も受診率と利便性の向上を目指して協力医療機関を増やしていきたいと考えておるところでございます。

また、レディース検診は、乳がん、子宮がんを年間を通して12日間実施いたしております。節目年齢の方には検診無料クーポン券と検診手帳を配布し、積極的な受診促進を促しておるところでございます。

また、国保関係の方の健康等々の関係でございしますが、平成19年度まで実施しておりました兵庫県2時間人間ドックへの助成は、特定健診の必須項目の一部が抜けているため、その助成を廃止いたしております。そのかわりとしまして平成20年度より個別健診としまして太子町、たつの市の医療機関が姫路市医師会診療所において20歳以上の町民の方が受診項目を選択して受診できるように変更いたしております。ただ、かかりつけの医療機関ではその方によりさまざまなございまして、医療機関個々との契約が必要であるため、現在は太子町、たつの市の医療機関が姫路市医師会診療所としておるところでござい

ます。また、平成22年度より国保加入者の特定健診に係る自己負担を無料といたしております。

予防接種につきましては、定期予防接種に加えて任意の予防接種への助成を実施しております。任意の予防接種といたしましては、肺炎球菌予防接種を75歳以上の基礎疾患を持つ方を対象に2分の1の助成、H i b ワクチン予防接種を2歳以下の乳幼児を対象に2分の1助成、新型インフルエンザ予防接種、これは低所得者に対して全額助成しているところでございます。また、子宮頸がんにつきましては、本来定期の予防接種として行われるべきものと考えますが、今後どのような方策が効果的か総合的に検討してまいりたいと思います。国や県の支援の動向も注視し、近隣市町の取り組みなども把握して助成について検討してまいりたいと、このように思いますが、私自身は県の町村会で県等々への要望事項としてこの子宮頸がんワクチンも上げさせていただいており、取り組みをさせていただいておりますが、この効能についてまだ若干ワクチンについての不安定なところも見受けられますので、そこらもしっかり把握しながら進めていきたいなという思いでございます。

**○議長（佐野芳彦）** 町長、そこで一たん休憩します。中途半端ですけども、ちょっと時間的にあれで、ここで休憩します。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後3時25分）

（再開 午後3時45分）

**○議長（佐野芳彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、引き続き答弁をお願いします。

**○町長（首藤正弘）** 各施策の内容等の件で、こども医療の無料化等についてでございますが、他団体に見受けられるように、対象年齢の引き上げによる財政負担への影響について試算したところでございますが、現行の乳幼児等医療制度、小学校3年生終了までを前提にゼロ歳から9歳までの児童の医療費助

成額は21年度実績で町が4,400万円を給付し、保護者が約3,850万円を負担いたしております。現行制度をもとに保護者が負担する一部負担を廃止すれば約3,850万円が追加支出となるところでございます。さらに、年齢を小学校修了時まで3学年引き上げますと、保護者が負担している3割部分が約2,580万円と想定でき、こども医療費で負担する入院時一部負担330万円を控除し、約2,250万円が必要となるところでございます。合わせて約6,100万円が追加負担となるものと想定いたしております。概算値ではございますが、約6,200万円という新たな財政負担、やはり厳しい財政状況下におきましては、今のところ考えられないというところでございます。

教育施設等の整備についてでございますが、先般の議員さんにもお答えさせていただきましたが、施設の整備につきましては耐震補強を最重要の課題として取り組んでいるところでございまして、龍田小学校校舎の耐震補強、太陽光発電設備設置工事、また太田小学校の増築工事を実施いたしまして、今年度は斑鳩小学校校舎の耐震補強を実施しているところでございまして、引き続き屋内運動場改築工事に着手の予定でございます。また、来年度には太田小学校、石海小学校の耐震補強等、順次そうした教育環境の充実強化に取り組んでいきたいと、このように考えるところでございます。

学校給食のあり方、地産地消、また米飯給食等の関係でございますが、我が町の学校給食における米飯給食の実施状況は週に2.5回を実施いたしております。幼稚園と中学校の米飯給食約1,500食は給食センターで炊飯を行っており、小学校の米飯給食約2,500食については給食センターでの炊飯と委託炊飯で約半分ずつの供給体制をとっておるところでございます。その米につきましては、地元の米穀店、また委託のほうにつきましては県の体育協会よりの購入米で賄っておるところでございます。米のほうはある程度地産地消

ということは役目を果たしているのではないかと、このように思います。今のところは地産米を賄っておりますのは太子町内、また近隣のたつの市等の農家で生産したものを購入して使用いたしておるところでございます。いずれにいたしましても、地元の米を使うというところでJ Aとも連携を図っていききたいと、このように思います。

また、この米の安全という点では、カドミの含有量の分析試験等も定期的に実施いたしておりまして、農林水産省の非食用米扱い通達の基準0.4ppm以下をクリアしていることを確認いたしております。そうした中で安全・安心な給食提供体制を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、生活水の提供等についてでございますが、安全・安心、安価な水を安定供給というところでございますが、安全・安心で良好な水源、水質を確保するため、引き続き水質検査を強化するとともに、災害に強い水道施設の確保のため、施設の耐震化並びに老朽施設の更新を計画的に実施いたしております。持続的な水道事業を維持することから、さらに経営の効率化を目指す、そのため有収率の向上を図る手段として無効水量の減少に引き続き対応していきたいと、このように考えております。

また、今後の利用の予測でございますが、一般家庭におきましては節水意識はあるものの、平成20年1月1日料金改定以後も引き続き配水量は安定いたしております。一方、ご指摘のとおり、東芝太子工場につきましては平成19年度末と21年度末対比では水量で約43%まで減少いたしております。年間約53万2,000立方メートルとなっておるところでございます。この件につきましても、今東芝さんのああいう現状を見ておりますと、これ以上使っていただくというのは現状では不可能かなという思いでございますが、やはり新たな事業の誘致というのは今後も図っていききたいという思いでございます。

続きまして、線引きの見直しを含み対策等

についてでございますが、既存宅地制度の廃止等などによりまして居住者の減少に伴い危機感を持つ地域も見受けられるようになっておるところでございます。そうした中で、既存宅地制度の廃止や廃止にかわる制度として線引き見直し以外に地区計画や開発行為が可能となる特別指定区域制度が創設されたところございまして、現在町内では地縁者住宅区域35地区、新規居住者区域、これは2区域、そして流通業務区域3区域を指定いたしておりまして、現在については地縁者住宅としてこの制度を活用して49件の実績と流通業務区域についても1件が現在検討されておるところでございます。通常の線引きの見直しは5年に1度ございますが、見直すことで適正な区域界とする必要性が認められる等の諸条件がございます。町の臨む線引きの見直しがそれ相当の客観性、また理由づけ等が明確に説明のできるものでなければ認めてもらえないのが現状でございまして、今後特別指定区域制度を多くの地域で活用できるよう支援をしていきたいと、このように考えます。

次に、雨水対策の関係ですが、この件について計画から実施に至るまで住民参加ということでございますが、やはり我々は過去の道路冠水、また浸水状況等々を把握して、あわせて地区の浸水状況が判断できる防災マップなどによりまして現状把握を行い、雨水計画の見直しを精査しましたので、事業再評価、都市計画決定変更の法定事務において計画を明らかにし、意見を伺ってまいりたいと、このように考えるところございまして、やはり昨今のゲリラ豪雨等々のことを考えますと慎重に対応していくべきであろうと、このように考えるところでございます。

次に、公園のあり方についてでございますが、やはり今我々は柳池総合公園の基本計画に案を策定いたしましてパブリックコメント手続要綱等に基づいて基本計画に対する町民の皆さんの意見を応募いただくため、ホームページ並びに「広報たいし」などで公表した結果を踏まえまして基本計画としておるとこ

ろでございます。今後の整備方針は、事業計画の計画年次により整備を進めていきたいと、このように思っております。やはりこの総合公園だけでなくして都市公園、また帰属公園、防災公園等々のこともおっしゃっておるところでございますが、やはり今私自身考えますのが、あの総合公園、次から次に手を出していくのではなくして、一つ一つ確実に完成をさせていきたいと、このように考えるところでございます。

次に、地産地消の取り組みでございますが、地域で産する農作物を地域で消費する地産地消につきましては、食の安全・安心のみならず生産者と消費者の距離を近づけまして、生産者の生きがいがづくりにつながる、また消費者と直接声を交わすことによりまして地域づくりにもつながっておると、このように考えるところでございます。本町の取り組みといたしましては、太子夕市部会による生産者と消費者の対面販売、また太子町加工グループによる加工品の販売、またイチジク部会による特産品イチジクの販売が上げられるところございまして、各生産グループが住民みずからの活動として活発に活動され、住民の皆さんの生活に著実に根差しておると、このように考えるところございまして、また反面、学校給食への地元産の食材の納入も積極的に進めることにより各生産グループの納入実績も著実に増えておるのが現状でございます。最近も食材を毎日の給食に積極的に活用することによりまして子供たちの食育も進めていきたいと、このように考えるところでございます。やはり地産地消ということ、食の安全・安心につながっていくものと、このように思います。しかし、若干私自身が考えますのは、弱いのは太子町でそうした安定供給というのがなかなか難しゅうございまして、そこらが確実なものになっていけば、もっとよい取り組みができるんじゃないかなという思いでございます。

次に、経済環境下、今後の財政見通しというところでございますが、先ほど新年度予算

の96兆円という国の予算もおっしゃっておりますが、やはり今閉塞感が漂っております我が国の経済情勢ではございますが、国では家電エコポイント制度やエコカーの補助金の導入等により国内需要を底上げしようとする政策を展開してきております。これらの施策が終了した後の国内消費には懸念が残ると思います。こうしたところも考慮いたしまして補正予算案を今回提出させていただいております。地方交付税制度が健全に保持される限りにおいては、本町の町税や国、県からの譲与税、交付金が減少しましても一定額は財源措置されるわけでありまして、基準財政需要額の極端な落ち込みは想定いたしておりませんとはもうしましても、今後の少子・高齢化の一層の伸展に伴いまして労働力人口の低下、社会保障費の増嵩、税・地方税の低減による国債発行残高の増加といった悪条件が想定されますことから、実施計画をベースに事業は行っていきますが、まずその年度の歳入把握を行った上でシーリング方式で予算査定を行い、当初予算を編成していきますので、当然に事業内容や事業費によって事業実施が後年度になるものも出てくる可能性はございます。その時代の経済や総務省から示される概算要求、地方財政計画、地方債計画を的確に予算反映することによりまして大きな財源不足が発生するような事態にはならないと、このように考えております。今後の財政見通しの概略といたしましては、先ほど申し上げましたように、単年度ごとの収支額は確実に出るように財政運営を行っていきますので、経常経費や小規模な単独事業費は何ら問題ないと、このように考えるところでございます。長期的なスタンスでは、普通会計ベースの前年度収支額の2分の1程度は財政調整基金へ積み立てていき、残高を微増させていきたいと、このように考えるところでございます。

また、大型の投資的事業を行う場合には地方債や基金を活用せざるを得ませんので、一時的に基金残高が減ることにもなりますし、

また負債残高も増えることはございますが、長期的視野に立てば足腰の強い健全な財政運営を進めていき、毎年度健全化判断比率を議会の皆さんや住民の皆さんに公表いたしておりますので、そこらも御参考に願いたいと、このように思います。

次に、住民基本条例の制定に関してでございますが、この件につきましては、先の一般質問でもお答えいたしましたとおり、住民の参画と協働は今後のまちづくりにおいて重要でございます。本町においても広報紙やホームページの充実、またまちづくりの集いの開催、パブリックコメントの実施や各種審議会委員の公募など、以前より参画と協働の推進に努めてきたところでございます。今のところ私としましては、尚早に自治基本条例の制定を議論するのではなくして、今まで取り組んできた参画と協働の取り組みをさらに推し進めまして本町独自の参画と協働のあり方を形づくり、その中で住民の皆さんとまちづくりの進め方につきまして議論、意識共有を深めていくことが先決であると、このように考えております。先ほど来北海道の福島町の自治基本条例等のこともおっしゃっておるところでございますが、私はやはり町民の皆さんとこうしたところをしっかりと押さえながら太子町の基本条例の制定を考えていきたいと、このように考えるところでございます。

次に、事業の評価と再評価に住民参加できめ細かく評価、また施策等に生かすべきというところでございますが、現在第5次総合計画の施策体系に沿って事務事業評価の作業を進めておるところでございます。平成20年度にも試行として実施しておりますが、今回は新総合計画の策定を踏まえまして総合計画の進捗管理、事務事業の見直し等に活用いたしまして、本年度以降の実施計画策定の資料として活用いたしておるところでございます。なお、評価につきましては行政内部で行うこととし、住民参加は予定はいたしておりません。現在は事務事業評価を立ち上げたばかりでございます。評価の手法、活用方法等を行

政内部で確立した上で将来的な課題といたしまして住民参加は検討していきたいと、このように考えるところでございます。

次に、納税義務者等の実態把握、また収入未済、滞納、不納欠損等々についてのご質問でございますが、町税につきましては現年度分の徴収率は0.1%、滞納繰越分は2.6%低下いたしており、全体では0.4%の低下となっております。収入未済額は268万円減少しておりますが、現年度分は引き続き延滞金のPR効果による期限内納付の促進と新たな滞納抑制に努め、滞納繰越分は引き続き高額滞納者への徴収強化を進め、悪質な滞納者には滞納処分を行い、またインターネット公売の実施等により収税の一層の確保に努めたいと考えております。町税の不納欠損につきましては、実人数98名で1,936万円強となっております。企業の倒産、また相続放棄、海外への出国等、やむを得ないケースも生じますが、財産調査による滞納処分、または滞納処分を停止する判断を的確に行い、時効による不納欠損を減少させるように努めてまいりたいと、このように考えるところでございます。滞納者の実態調査、これは主に納付相談時の聞き取りで、あるいは徴収のための家庭訪問時に行っておりますが、分納金額の少ない方、分納誓約後も納付がない方、あるいは不定期になっている方につきましては、改めて預金、不動産の財産調査を実施し、再度納付相談を行い、分納誓約を更新したり、悪質なケースは差し押さえ等を行う、それでもって明確な対応を行っていききたいと、このように考えます。

また、後期高齢者医療保険料の滞納未収金等々の取り組みでございますが、特別徴収分保険料につきましては100%の収納率、また普通徴収分につきましては平成21年度では現年度分収納率が98.62%の実績となっております。平成22年度はそれ以上を目標に徴収に努めておるところでございます。収納対策といたしましては、臨戸訪問、電話等による納付相談、被保険者の個々の生活状況等を聞

き取り、それぞれの状況に合った計画を決定し、早期に完納できるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

墓園事業につきましても、若干の未収金が発生いたしております。21年度は7人でございます。過年度が4人、そういうところでございます。これが長期になってきますと、また滞納が高額になってきますので、早い段階での収納に努めていきたいと、このように考えるところでございます。

学童保育園につきましても大きな金額ではございませんが、この件につきましても早いうちに手だてをしなければ、サービスは受けてお金はもう払うことはしないというような体制になっても困りますので、そうしたところを十二分に納付者等の相談にも応じていきたいと、このように考えるところでございます。

次に、繰出金の関係でございますが、この21年度決算、一般会計から特会への繰り出しでございますが、国保につきましては1億6,034万円、また介護特別会計2億5,118万円、老健231万円、後期高齢者特別会計4,796万円、下水道特別会計7億2,000万円、前処理場1億円、合計で12億8,181万円強の繰り出しでございます。特別会計に係る経費につきましては、法令等による一般会計が負担すべしと定められているものを除き特別会計の収入によって賄う独立採算が原則でございます。しかしながら、その性質や施策上の必要性から繰出基準の枠を超えた補てんがやむを得ないケースもあるところでございます。もう議員いつもご指摘のように、前処理場特別会計と国保との関係等ともいつもご指摘をちょうだいいたしておりますが、我々も適正な判断のもとに今後も繰り出し、繰り入れ等々は行っていきたいと、このように考えるところでございます。

次に、各種の負担金等の検証、経過と今後の対応についてでございますが、負担金、補助金及び交付金の件数等々はいろいろとございますが、いずれの負担金、補助金につつま

しても各算出根拠、平等割、人口割、町条例等に基づいて支出しておるところでございます。予算計上時期、決算時期におきまして、その必要性や活動内容等も把握しながら支出しているものでございます。今後におきましても、その必要性を十分に検討して対応していきたいと、このように考えます。

また、負担金の検証と経過という点でございますが、各種の負担金、補助金等につきましては、平成17、18年度にその公益性、公平性、透明性の確保、行政関与の適正化等に重点を置いて見直しを実施したところでございます。そうした中、日々変化する行政環境の中で毎年実施計画の調製、また予算査定時においてその公益性、行政効果、必要額、そうしたものを十分に精査した上で最少の経費で最大の効果が得られるよう見直しを行ってところでございますが、今後も同様にそうした厳しい目で対応をしていきたいと、このように考えます。

その中で、特に大きなもので揖龍休日夜間急病センター、また予防接種協力負担金、救急医療情報システム等の運営補助金、運営分担金、また保健師協会等々、揖龍保健衛生協議会の分担金、そうしたものについても、これは必要であろうというところで内容を精査して対応をさせていただいておるところでございます。

最後に、入札、契約のあり方について、この件ではいつもご指摘をちょうだいいたしておりますが、条件を付さない一般競争入札への改善等の計画、経過と対応というところでございますが、先ほどの議員さんにも副町長のほうからも説明いたしておりますように、私どもは、今のところ制限つき一般競争入札で対応させていただいております。そうしたところ、本当にこの一般競争入札を取り入れてのいろいろな諸問題等も解決していかなければいけないと、このように考えております。以前も取り組み、最低制限価格の公表、また一般競争入札に付した案件もございますが、いろいろな諸問題も発生したところ

でございます。そこらは慎重に考え合わせながら取り組みをしていきたいと、このように思います。

それから一方で、随意契約の乱用というところでございますが、この随契につきましては、これは絶対にだめかといいますと、私はそうではないと。ある反面、少額、金額の少ない契約支出につきましては、そうした随意契約等に付すほうがいいという利点もございます。しかし、安易に考えるのではなくして、またおっしゃっておりますような乱用というところでは私は避ける、絶対に避けなければいけないと、このように思っております。特に物品購入等々につきましても、今総務のほうで一括購入というような対応をいたしております。そうしたところはしっかりとやっていきたいなと、このように思うところでございます。この入札につきましては、私自身は時代の流れ等々とも関連し変わってくるものという思いでおるところでございますが、今が最善であるかどうかというのは難しい問題でございまして、地元の経済の発展等に少しでも役立てたいと、こういう思いでございしますが、これからは試行錯誤しながらよい方向に近づけていきたいと、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 どないなっとったかいな。時間どない使うたんかいな。

○議長（佐野芳彦） 15、15分。14分か。

○桜井公晴議員 1つは、先ほど言いました後期高齢者との絡みだとかで国やら県との意見反映、それから後期高齢者連合、こういうことで、先ほどもちょっと補正予算で伺い、そしてまた後期高齢者連合で当然反映されていかなきゃならないこと、またこちらに報告を受けないといけないことがあります。せんだつての決算に係る後期高齢者医療連合の議会でも、先ほど言いました人間ドック関係のことについては厚労省の基本的な助成の関係で特別調整交付金として負担すると、こうい

うふうになったことから、全国的にも当初は大幅に減ったものが復活をするという形になり、兵庫県下でも41市町中13市町で助成が行われると、こういうふうに変わってきてるわけですね。これらのことを私はほかから聞き、今このようなことを言ってるんですが、他の議会でもこれが取り上げられ、復活をするところが年度途中でも復活をしようと、こういう動きになっておる。これは後期高齢者医療連合の議員として選出している副町長の基本的な仕事だろうと思います。今後に備える意味からも早期発見、早期治療にこれらの制度がより活用されるようにすべきだと思いますんで、その点介護保険、後期医療というのは国の動きを待ったとったら、地方はそれが押しつけられてひどい目に遭ってくるということ、ほいで介護保険も発足してから変わってくる、動きながら改善を求めたらいいというのが当初の、もう亡くなりましたけど、大村町長の意見でした。それはそこにおられる人も聞いてってや思うんですね。とりあえず導入したら、今後改善を求めたらいいじゃないですかと。こんなことを言いながら、やっぱり地方から声を上げないと、すべてのことについては地方の声は通っていかないと思います。そういう点について、再度説明を求めたいと思います。

特に後期高齢者につきましては、いわゆる65歳から組み込まれるということになりますと、年齢をさらに引き下げることでもありますから、ひどいことになることは火を見るよりも明らかなと。そうならないようにすることが今求められており、行政的にも意見反映すべきだと、こういうふうに思いますので、その点について、再度対応を求めたいと思います。

それから、医療費の無料化の関係では、私は卑近なことばっかしを引き合いに出したりするつもりはありませんけども、前に本席で東京西多摩の日の出町の例を言いました。今和歌山県と奈良県、飛び地にあります北山村っていう、これはちっちゃな村で人口504人

と、こういうところですけど、いろいろ苦労しながら飛び地っていうことで奈良県内にあるような村ですけども、保育園から中学までやっぱり数少ない子供たちは村の宝やと、磨き育てて将来にしっかり輝く宝にすることが行政の仕事やということでこの村長はいろいろ意見がある中、そういう取り組みをしたり、さらには無料村塾っていうようなことを、英会話とか数学とか、書道、こういうこともやりながら地域の子供たちが健やかに育っていくように支援をしよう。ここは前に下條村っていうところも紹介しました。それも村長はいきなりやっぱり拡大できへんと、飯田市とか、その周りの状況も見ながらでないといけないけれども、医療費全体の若いほうの医療費は何とかしたけれども、高齢者医療についても無料化の方向へ持っていくということが今議会の中でも議員の質問に答えるという形で下條でもやられとんですね。日の出町なんかもう先行して子供の医療費というのは中学校まですべての医療費は無料にするっていう形を取り組んでおる自治体が小さいところであるわけです。だから、先ほど町長が、私ちょっとメモがややこしかったから、ですけども、6,100万円、違とうかいね、1億円ほど、全体としてはね。そのお金が惜しいか惜しくないかの問題やと思います、要は。税金が太子町の場合は少なくとも、ご案内のとおり、行政執行経費のざっと半分、40億円余りが本町の税金ですよ、今見ても。だから、それらの税金を持って行政をしようと、交付税で困るとるところでもいろいろ工夫をして取り組んどるという中で、どうするかっていうたら、そういう姿勢だと思います。その点でひとつ取り組みを強めるべきではないかと、このように思います。

それから、学校間の格差の問題というのと人口対策、それから地域復興活性化対策というのは密接不可分の問題があると思うんですね。私何でこの行政間の競争やと言うたかといいますと、これからはより一層競争が強まるだろうと。その中で、ここに本当に町長が

言う太子町に住んでよかったようなまちづくりを進めて、ほいで本町で暮らし、安心して老いられる、そういうような町にすることのためにもバランスのとれた学校教育が受けられるような形、線引きも、前に聞きましたように、農地の20年の猶予、こういうようなことも受けてらっしゃる方もおられるし、市街化区域における農地の状況というのは残っておる。それらも災害の緩衝地、先ほど言いました公園の指定を含めていろいろ工夫をして取り組むこと、さらにはやはり46年に都市計画の用途地域の線引きをしたわけですから、その線引きの責任はだれが持つのかと。過去にやったから、それはそれでしょうがないじゃないかじゃなくて、今の状況の中では自治体間の競争、ほいでここに住んでほしいというような取り組みをする以上は線引き問題に触れていかないといけないと。そして、それが校区の問題であり、地域活性化につながる問題であるということも含めて取り組むことによって、税金にも大きく影響を与えるということになると思うんですよ。だから、そういう取り組みがこの中でも行われていないといけない、絶えず。で、東芝が今の状況ですから、より一層深刻に受けとめて取り組まないといけないんじゃないかと思うんですけどね。自然では太子町の場合は社会増、自然増っていう形で今人口は一応増えとんですけど、やはり社会的にそれを裏づけていくような形というのは、線引きの問題を含めた取り組みじゃないかと思うんで、その点について再度姿勢を説明していただきたいと。

それから、水の問題では、一応東芝の動向が43%ということで、決算数値全体を見れば、それでわかるんですが、少なくとも余分な経費をかけて住民に負担を迫るようなことはまかりならん、このように思います。今の東芝の水需要予測から見れば、少なくとも一般住民の水需要予測を賄うに対応するようなものがあるのと、それから県水をいや応なしに受けざるを得ないということになれば、水はあるわけです。そういう面からより一層経

費を節減をしていくこと、そして安定的に安全な水を供給するという事に徹することが極めて重要になってきておりますので、昔は本町の場合は老原あるいは沖代の水源も最初は借り上げて、老原の水源が不足し始めると沖代の水源を借り上げて、実際上は塩素滅菌をして直送をします。だから、安く水を供給しておったわけですから、原点に戻るっていうことも大事なことです。余分な投資は抑えて安価で安定的に安全な水を供給する、そこに照準を合わせた取り組みをしないとイケないんじゃないかと、こういうふうに考えます。そういう取り組みについて老朽施設を検証する前に原点に返った取り組みを再度検討するほうが大事ではないかと、こう思います。そういう点でいかがかと。

それから、行政評価のことで、今のところはということで、今までから繰り返し同じような答弁がありますけれども、私は繰り返した言おうと思ってます。どなたが参加してというのは住民が参加しての評価こそ大事であるということであります。昨年度から今年度も報告されたんですが、町長も触れましたけれども、教育に関する事務の管理及び執行の状況点検及び評価の報告についてということを一応制度化されたわけですから、それまでは何もしていなかったものが制度化されて従うと、こういうようなことになってきております。これは教育に関することですから、やはり制度化されたらそれに従うし、できるし、取り組みも総括し、評価し、今後の取り組みの方向を見出す、施策を検討する糧にする。だから、計画執行がやはり住民が基本的に評価をする中で新たな行政施策も立てられる。また同時に、議会及び住民の評価を議会がいろいろ評価をするということは住民の評価を受けるっていうことでもありますから、これらを制度化することによって名実ともに住民自治が推進されると思いますので、その頭を切りかえない限り機が熟していないとか、条件の整理がついていないとかということになると思うんです。教育でやられてい

るとおり、その進め方は大事やと思うんです。

それから、繰出金については、制度と云いながら、私は今国保、それから下水道、前処理場ということで最前質問をしましたけれども、やはり国保は国保で今極めて深刻な状況で納められないような状況が1割超えとると、税金がね。そういうような状況の中でのことであるから助成が大事やということと、前処理場なんかはもう町の責任はやめればいいと、1億円の金がここへかかるとるわけですから、そういうあり方を再整備しないと行政の無駄は省けないと、こういうふうに思います。そういう点から、また言わなあかんことは抜けましたけど、また後々質問します。

○議長（佐野芳彦） 時間終わりです。

答弁をお願いします。

町長。

○町長（首藤正弘） ちょっと後期高齢の件につきましては、後ほど副町長のほうから答弁させていただきます。

その後で医療制度の無料化というご質問であつたろうと、今和歌山、奈良の県境の北山村ですか、それから下條村、日の出町等々の事例といいますか、対応をおっしゃっておいましてですが、私いつもこうした無料化なり、町の負担等々、特にH i b ワクチン等々、子宮頸がんもしっかりでございます。隣の佐用町さんでは取り組みうかというような話もよく出ております。反面、経費関係を聞いてみますと、本当にわずかな予算で執行ができるという、うらやましいなということも申したんですが、財政状況、歳入等を考えますと、それぞれの違いがあつて当然であらうと、このように思いますが、しかしそこらは私は慎重に取り組みをしていかなければいけないと。先ほど申し上げましたように、6,100万円、議員さんいつもおっしゃいますが、1億円ぐらいは太子町では十分可能であると、これいろいろな分野でそうしたことを安易に考えていきますと、大きな負担になってくると、積算しますとそういうふうになる

うかと、このように思いますので、そうした対応はしっかりとやっていきたいなと、このように考えるところでございます。

次に、生活水の件でございますが、もうご高承のとおり、この件につきましては我々太子町は工場の工業用水に我々の上水を使用させていただいておりました関係上、低額な料金で各家庭に配水されておったと、このように思うところでございますが、その企業が今不況の中にありますので、なかなかこれを必要もないのに負担をかぶせるということは我々行政としては到底できない問題でございますので、やはり早い工場立地、事業立地ですね、を図っていき、またもとの上水使用をしていただきたいと、このように思うところでございます。

反面、やはり安全・安心、いろいろと議員のほうからは言われますが、老原での高度浄水処理などにつきましても一つの指標菌が出ますと、これまた行政責任になってきます。今取り組みをいたしております北配水池の関係もやはり安全・安心ということを考え合わせまして対応をしていくということでございます。もしものことがあれば、やはり行政責任、これはもう否めない事実でございますので、そうしたところ責任を持ってそうした対応をしていきたいと、このように考えるところでございます。

それから、その地域間の関係でございますが、先ほどは線引き関係の点も申し上げました。そうした中で、今のところ龍田校区では松尾自治会が地縁者住宅区域等々で新規居住者の区域をとられるというところで指定をさせていただいており、反面またこれも松尾地域でございますが、流通業務区域を松尾地区で取り組みをさせていただいております。私は太田、これはちょっと若干ふさわしいない言葉かもわかりませんが、太田校区行きますと、何となしに余りにも学校規模等々も大きくございまして、ざわざわしてるなっという感じを受けます。逆に、龍田の小学校のほうへ行かせていただくと、落ちついていいなと

いう、そういう感覚でそれぞれの地域は特色があってもいいと、このように思うところでございまして、その中で行政がやっていかなければいけない問題については取り組みをしていきたいと、このように考えるところでございまして、もう校区の問題は私は手はつけられないと、このように思っておりますが、できるところで対応を考えていきたいなと、このように考えております。

それから、基本条例の関係でもご質問を再度ちょうだいいたしましたんですが、私は基本条例絶対制定しないということは申し上げません。その中で、やはり基盤づくりとしてしっかりとした取り組みをしていき、そうして太子町の独自のそうしたものを形成していき、それで条例制定を考えていくということをお願いしております。これは基本条例制定したからということで縛りをかけるだけが私はいいいとは、そのように思っておりません。皆さんが一緒になって基本条例をつくってよかったと言えるようなものをつくり上げていきたいと、このように考えるところでございます。その点ご理解をお願いしたいと思っております。

若干抜けておる点もあるんじゃないかと思うんですが、あと後期高齢者医療につきましては副町長のほうから答弁します。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 後期高齢者についてのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど桜井議員からもありましたように、人間ドックの関係でございますが、41市町のうち13というようなことを今教えていただきましたが、その数についてははっきりと私も把握はいたしておりません。ただ、議員のおっしゃるように、早期発見、早期治療ということは、これは本来当たり前のことでございますので、そういった意味ではそういうものが望ましいということは間違いのないところでございますが、町長からもご答弁申し上げましたように、高齢者医療制度改革会議というものが国のほうでございまして、医療保

険制度のやっぱり根幹にかかわるこの制度につきましては、国の施策として行われておりますので、全国一律サービスとして実施されるため、残念ながら町の判断を挟む余地は少ないかというふうに思います。しかし、先ほど申し上げました高齢者医療制度改革会議の中には知事会、市長会、町村会からそれぞれ委員が選任されて意見が反映されているところでございます。それから、65歳、75歳のこともおっしゃいましたが、これについても75歳から65歳へのということも話としては出ておりますが、まだまとまったものではないというふうに私どもは聞いております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 行政評価の中で住民参加、住民評価についても質問があったんですが。

総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 行政評価につきましては、監査意見でも意見をいただいております。本年度第5次総合計画がスタートいたしました。総合計画の施策体系に沿った事務事業評価を既に実施を始めております。この評価につきましては、行政執行における次年

度以降に生かしていくと、反映するというところにまず重きを置いて進めていきたいと思っております。明確に行政評価制度をまず定着させます。その上で住民にも公表という形をとるということは、今町長が申し上げました。そういう形で、まず内部の執行における制度確立、これを目指して進めていきたいと思いません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で桜井公晴議員の総括質疑は終わりました。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議は議事の都合により、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

ご苦労さんでした。

（延会 午後4時47分）